

## 平成 2 1 年度決算特別委員会会議録

平成 2 2 年 1 0 月 2 7 日 (水)

(開 会) 1 0 : 0 0

(閉 会) 1 6 : 1 0

委員長

ただいまから平成 2 1 年度決算特別委員会を開会いたします。「認定第 1 号 平成 2 1 年度飯塚市一般会計決算」を議題といたします。第 1 1 款 公債費、第 1 2 款 予備費及び第 1 3 款 災害復旧費、2 2 9 ページから 2 3 5 ページまでの質疑を許します。質疑はありませんか。暫時休憩いたします。

休 憩 1 0 : 0 1

再 開 1 0 : 0 1

委員会を再開いたします。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようでございますので、第 1 1 款 公債費、第 1 2 款 予備費及び第 1 3 款 災害復旧費についての質疑を終結いたします。

次に歳入についての質疑に入ります。第 1 款 市税から、第 1 0 款 地方特例交付金、6 5 ページから 6 7 ページまでの質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されております楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

出だし早々混乱させて申し訳ありません。それでは 6 5 ページの市税のことからいづらくお聞きしたいと思います。市税は昨年比で約 6 億 8 0 0 0 万円ほど減っています。不納欠損の額もそれから件数も、昨年の約半数、5 0 % ぐらいになってるんですけど、この市税の減収さらには不納欠損の件数の減少について、またその評価について説明をしていただきたいと思えます。

課税課長

前年度との比較でございます。減収ということでございますので、まずそのご説明から申し上げたいと思えます。決算にかかる成果説明書の 7 1 ページをご参照をいただきたいと思えます。ピンクの表紙の成果説明書でございます。7 1 ページでございます。まず市民税でございます。市民税につきましては、個人・法人がでございます。現年課税調定額でお答えさせていただきます。3 行目、個人市民税現年分、2 0 年度、5 3 億 6 2 0 0 万円、2 1 年度、5 1 億 7 9 0 0 万円、1 億 8 3 0 0 万円、3 . 4 % の減となっております。この主な減の要因でございますが、2 0 年秋からの世界的不況によりまして企業の業績悪化や派遣会社社員の解雇等で不安定な雇用状況などの影響を受けまして、個人所得が減少したものと考えております。次に法人分でございます。資料 6 行目でございますが、法人税は景気の動向によるものが大きく、平成 2 0 年度、1 1 億 9 2 0 0 万円、2 1 年度、9 億 6 5 0 0 万円、2 億 2 6 0 0 万円、1 9 % の減でございます。これは個人市民税と同じく、世界経済の急速な減速、景気後退の影響による業績の悪化によるものと考えております。続きまして固定資産税でございます。資料 1 0 行目でございますが、固定資産現年分につきましては、土地、家屋、償却資産で構成されております。そのうち、土地、家屋は評価変えを 3 年ごとに行っております。2 0 年度、6 0 億 7 2 0 0 万円、2 1 年度、5 8 億 8 6 0 0 万円、1 億 8 6 0 0 万円、3 . 1 % の減となっております。これは 2 1 年度が評価変えの年であり、家屋の経年減点補正等が行われ、さらに土地の地価下落傾向が続いていることが減の要因であると考えております。続きまして市たばこ税、資料の中ほどでございます。市たばこ税の現年分でございますが、2 0 年度、1 0 億 3 1 0 0 万円、2 1 年度 1 0 億 3 0 0 万円、2 8 0 0 万円、2 . 7 % の減でございます。市た

ばこ税は前年比減少しております。これは健康志向や喫煙場所の減少などで喫煙者の減少が続いているものと考えております。また20年度からたばこを購入する際に必要となっておりますタスポカードの導入も、減の要因の1つではないかと考えております。

納税課長

次に不納欠損の減少についてでございますが、市税の不納欠損につきましては資料の1ページをご覧くださいと思います。その中ほどに市税の不能欠損額の状況(4年間)ということで記載しておりますけども、委員のご指摘のとおり、平成21年度市税の不能欠損数は20年度と比較をしまして3,753件の減、比率でマイナス47.07%となっており、金額でもマイナス1億2021万1008円、率にしましてマイナス50.07%、金額では20年度の半分程度の数字となっております。このようになった要因でございますけれども、合併を契機として過去旧市町にございました税債権を整備してきました結果、調査を実施したものの財産が発見できなかったケースや執行停止処理を行わなかったため時効を迎えたケースが多数あったことから20年度では不納欠損の件数及び金額が増加したものと考えております。そして21年度におきましては、時効で欠損となるケースを極力減らすように詳細な財産調査等を実施するとともに、執行停止を除き差し押さえを含むさまざまな時効中断措置を実施していることから減少しているものというふうに考えております。

楡井委員

続きまして、その差し押さえの件数、それによる差し押さえの結果による納入額、これも減少しています。この減少の原因、さらにはその評価についても聞いていきたいと思っております。

納税課長

この件につきましても、資料の1ページをご覧くださいと思います。一番下のほうに市税の差し押さえ状況調べ(4年間)というふうに書いてございます。市税にかかる差し押さえ状況でございますが、市税全体差し押さえ件数につきましては合併後は平成19年度をピークに20年度、21年度と減少しております。21年度の差し押さえ件数は、20年度と比較しまして市税全体で323件、約10.8%の減、差し押さえによる納入額も約6000万円、約37.5%の減となっております。これは合併に伴い各市町がそれぞれに行っていた処分徴収に関する取り組み方や方法を統一し、差し押さえを基本とした処分徴収の方法に変更し、実施してきたことが差し押さえの件数及び納付額の増加に繋がったものであるというふうに考えております。そして20年度は滞納した場合に、差し押さえを基本とした処分徴収を行ってきたことと納税相談の機会の増加や自主納付の指導、啓発を強化した結果、市民の皆さんの納税に対するご理解とご協力を得ることとなり、差し押さえ件数の減少と納入額の増加に繋がったものと考えております。また21年度につきましては、市民の皆さんの自主納付の増加等により現年度徴収率が向上し、滞納繰越しが減少していることなどから差し押さえ件数及び納入額とどちらも減少傾向になったものと考えております。

楡井委員

納税・課税に関する相談がかなりの件数があるんですね。それで分納や差し押さえ、さらには課税還付の合計で、この件数は昨年よりも増加しているということになっています。この相談件数の増加についての原因と評価についてご説明願います。

納税課長

相談件数につきましては確かに減少しておりますが、全体での相談件数は前年比で6,228件、率にしましてマイナス15.42%の減少でございます。これは昨年度に税の申告にかかわる構成の関係での問い合わせが窓口で約800件、電話では約4,000件程度をございましたので、その関係からであると考えております。したがって、これを差し引いた件数で比較しますと約1,400人の減少、率にしまして約4%の減少でございます。私たちといたしましても納税相談業務は、市民の皆様へ納付していただくうえで非常に重要な業

務であるというふうに認識しておりますので、今後も市民の皆さんからのご相談には真摯に対応してまいりたいというふうに考えております。

楡井委員

2 ページの下の方の表ですね。その他という項を除いて分納等の相談、それから差し押さえに關しての相談、還付手続關係、課税内容照会等という具体的に理由のあがっている相談件数ですね。率で言わせてもらいますと分納等の相談が 25%、それから差し押さえに關しての相談が 8.1%、そして還付手続云々の相談が 2%、合計すると 35%になると思います。35.1%ですかね。それに反して 21 年度のほうは 27.1%、7.3%、2.2%と、これ合計で 36.6%になるわけです。そうすると納税に關する相談件数、具体的にあがっている分であれば増加してるんじゃないかというふうに思うんですけど、この数字の理解については、そういうことでいいじゃないかと、私は思うんですけども、いかがですか。いま減少の説明があったように思うんです。増えてるんじゃないでしょうか。

納税課長

パーセンテージでいきますと、確かにいま委員がおっしゃるとおりでございますけども、実際の件数でいきますと、一つ例にとりますと、分納等の相談では 20 年度が 10,097 件、21 年度は 9,244 件というふうに、実際には数字が下がっているような状況でございます。したがって全体から見たパーセンテージでいきますとそういった形になりますけども、数字的には下がっているというふうに判断しております。

楡井委員

件数全体に占めるこれらの相談の内容の問題として考えなければいけないというふうに思うんです。全体のこの数字、その他の項というのが結構多いんじゃないかなというふうに思うんですけど、その他項も減ってますね。そうすると、このパーセンテージが合わないですよ。私は一つずつ計算はしてないんですけども、左のほうから 3 つの關係で見れば、いま言ったように、お認めになったように 35% から 36.6% にふえているという状況なんです。それで、そこら辺の数字の整合性というのが、ちょっとよくわからないんですけども、いま一度説明していただけますか。

納税課長

全体の数字から見ますと、平成 20 年度では全体の相談件数が 4 万 3 8 8 件ございまして、その内容については窓口が約 1 万 8 0 0 0 件、電話では 2 万 2 千件というふうな形になります。それが 21 年度におきましては、全体で 3 万 4 1 6 0 件、これ全体的なもので見ますと約 15.42% 減というふうな形になっております。その比率から見ますといま委員に言われましたように、確かにパーセンテージからいきますと多いというふうになりますけども、全体的な数字からいきますと、減になっているというふうなことでございます。だから、その中で占める割合からいきますと、確かに増になっているというふうなことが言えるんじゃないかというふうに思います。

楡井委員

全体の数字の中に占める割合が、いま説明の、件数では減っているけど、率では上がっているということは、どういうことなんですかね。ちょっとよくわかりませんね。それで、それはそれとして、後で私も研究するというようにして、先に進みますけれども、この相談件数等も含めて、一度差し押さえをして解除したというような実例がありましたら、説明してください。

納税課長

本来自主納付が、税の場合は本筋でございますけれども、やむを得ず差し押えをするというふうになった場合に、その差し押えをしまして、その後に滞納者の方と十分な協議をいたしまして、今後の納付計画等々がお互いに納得できるような形になりましたときには、解除をすると、そして、今後分納できちんと納めていただくというふうな形で解除をするというふうな形

となります。

楡井委員

手続は、そういうことでしょうか、具体的にどういう事例があったかという事例を幾つか紹介してもらいたいですけど。

納税課長

たくさん事例が、たくさんと言いましてもあれですけども、事例的には生活の状況等がありますので、いろいろなケースが考えられますが、差し押さえをしまして、その中に給料が振り込まれていたといった場合に、滞納者の方がお見えになりまして、そして、これは給料だから生活費も入っているんで返してほしいというふうな形で、お見えになる場合があります。そういうときに、滞納者の方とこのくらい滞納金額がありますということで、協議の中で、月にどのくらいずつ納付していきましようというふうな話で、わかりましたと、お互いこれで頑張っただけで納付してくださいねということで、協議が進んだ場合に月に1万円とか、2万円とかいうふうな場合も、いろいろなケースがあるわけでございますけども、そういうふうな形で協議が調った場合には、給料全額ということじゃなくて、納付していただく金額を納付していただいて、残りを返して、そして差し押さえを解除するというふうなケースがございます。

楡井委員

いま給料の話が、事例が出されました。それから子どもの扶養手当、こういう金額も差押えされたという事例もありませんでしたかね。

納税課長

基本的にうちのほうが差し押さえをします場合は、預金債権。銀行、郵便局等ございますけども預金債権ということで差し押さえをさせていただいております。ですので、そのときに滞納者の方がお見えになられて、これは、実は児童扶養手当だ、子ども手当だというふうなお話がありましたときには、そういうものを確認しまして、そして今後の納付計画等が十分に計画が立てられて、お互い納得したときにはお返しして、解除するというふうな形の場合もございます。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:21

再 開 10:21

委員会を再開します。

楡井委員

今の説明では一度差し押さえをする時の市民の状況をよく調査もせずということで、差押えをするということの事例が今ね、出されたと思うんです。結局、もう少し市民の生活状況、それから資産ということでの貯金ですかね、その内容を、やっぱりよく相談した上で差押えをしなければならないということ、今の事例でも証明されたんじゃないかというふうに思います。それで、次に、不納欠損、また元に戻って申し訳ないんですが、不納欠損の固定資産税が極めて金額的に大きいんですよ。これについては、どういうことなのかについて説明していただけますか。

納税課長

この質問についても、資料の2ページをごらんいただきたいと思います。委員のご指摘のとおり、平成18年度以降、21年度までの固定資産税の不納欠損額を見ましても、件数及び金額ともに大きいものとなっております。平成21年度では不納欠損全体と比較した場合、件数で約50%、金額で約76%を占めております。この要因は、固定資産税は所得による課税ではなく、法令等の基準によって決定される評価額による課税であり、所有している土地、家屋に対して課税がなされることから、毎年課税されるとともに、その所有が続くこととなります。そ

のため、固定資産税の納付ができなくなり、その不動産等の差し押さえを行っても不動産という財産を所有しているため、執行停止措置をとることも難しく、納付誓約書を提出していただいてもなかなか納付していただけないということになり、滞納繰り越しが発生します。その結果、滞納額が他の税目よりも多く累積することとなります。また、不動産を購入する場合、多くが住宅ローンを利用し、取得時には金融機関等が抵当権を設定していることから、多くの場合差し押さえに、これは優先することとなります。そのような状態で差し押さえを実施した場合、対象不動産が競売等の強制執行に移った場合、金融機関へ支払いが優先されるため、飯塚市での収入は期待できないこととなります。加えて、競売及び公売を実施した後は、飯塚市の差し押さえも抹消されることから、回収できないというふうになり、不納欠損として処理せざるを得ないこととなります。このようなことから、固定資産税の不納欠損額が多くなっているものというふうに分析いたしております。

楡井委員

以上で市税については終わります。

委員長

引き続き、楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

次に、土木使用料についてお聞きしたいと思います。土木使用料、これとうとう80%、いいですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:25

再開 10:25

委員会を再開します。次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようでございますので、第1款市税から第10款地方特例交付金までの質疑を終結いたします。

次に、第11款地方交付税から第14款使用料及び手数料、67ページから75ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

74ページ、6節についてお聞きいたします。住宅使用料、この納入率が80%を切った状態に資料によるとなっております。この状況を担当課として、どういうふうにとめているのか。どういうふうにもっと評価しているのかについてお聞きしたいと思います。

建築住宅課長

平成21年度の市営住宅の使用料の滞納状況につきましては、資料のように現年度分が4225万300円、それから滞納分が1億1980万8626円となっております。平成21年度の状況といたしましては、平成20年度と比較いたしまして、現年度分の収入未済額は、額田地区を除きまして増加傾向でございます。滞納分の収入未済額は、庄内額田地区では減少しておりますが、全体としては、件数、金額ともに増加をしております。飯塚地区におきましては、戸数も多いために滞納に占めます割合も高く、今後この地区の滞納整理を強化しなければならないと考えているところでございます。また、全体的に収納率が下がった原因といたしましては、平成18年の合併時に住宅使用料の統一を図った際、使用料が上がる方につきましては、激変緩和措置といたしまして、3年間の傾斜をかけて使用料を徴収する方法をとっております関係で、1年ごとに使用料が少しずつ上がっていくようなこととなります。また、住宅の新築移転におきましても、使用料が上がりますので、5年間の傾斜で使用料を徴収することとしておりまして、6年目に本来家賃になるために、使用料が年々ふえていくことも原因

の1つかと思っております。それから、一昨年来の経済不況によります離職、また収入の減などの影響もあるのではないかと考えているところでございます。

楡井委員

いま原因は説明されたんですけど、これをどういうふうにいま考えているのかということについては、述べられなかったように思います。現年分も、いま説明のあったように年々悪化している。それから、滞納分も収納率の低下傾向で滞納額はふえてるということなんですけど、平成21年度を見た場合、穎田地区の滞納分、それから収納分ですかね、これはもう改善になっているんですね。これの教訓をしっかりと使わないかということに思うんですが、この穎田地区での改善状況について、どういうことだったのかということについて説明願えますか。

建築住宅課長

合併前におきましては飯塚地区と穂波地区は訴訟による強制執行などをやっておりました。それ以外の地区につきましては、強制執行まではしておりませんでした。合併後滞納者に対しましてはさまざまな方法で支払いをしていただくような手順を踏みながらやっております。多額の滞納のある方でも誠意のある方につきましては、一度に支払うことができない場合、現年分に上乘せをして支払ってもらおうというような方法もっております。穎田地区につきましては18、19、20年度で541戸、全滞納者に面接をいたしまして悪質滞納者に関しましては退去、それから大口の支払いもしていただくなどほぼ整理が終わっているような状況でございます。そのため21年度は現年度分は1.38%でございますが、増加となっております。滞納分の調定額は約5100万円でございますが、このうち既に住宅を退去してある方の分がかなりございますので、収納率が今後大きく伸びる見込みは少ないのではないかと考えているところでございます。また今後の対策ということでございますが、現状では電話や文書による来庁指示を行ったり、訪問指導それから夜間徴収により本人と折衝し、滞納処理に努めているところでございますが、最終勧告にも応じない悪質な滞納者につきましては公平公正の意味からも、住宅の明渡し請求訴訟を行うなど厳正に対応しております。今後も分納誓約をしていただくなど、訴訟に至る過程の中で本人とねばり強く協議することが必要ではないかと考えております。

楡井委員

穎田地区の市営住宅の戸数は何戸ありますか。

建築住宅課長

541戸でございます。

楡井委員

541戸というのは先ほど滞納者の世帯数が541戸というふうに言われたのではないんですね。この541戸の穎田地区の市営住宅のうち滞納しておられる戸数といいますか、世帯数は何件ですか。

建築住宅課長

滞納分が241戸でございます。

楡井委員

241ですね。541のうちの241ということですね。

建築住宅課長

541戸は全体でございます。滞納分が241でございます。

楡井委員

分かりました。それで約半数近い世帯が穎田地区の場合は滞納しておられるということでありまして。それでそういう状況の中で、その滞納分が抗告されたわけですね。いまだどういような状況なのかということをお聞きしたんですけど、こういう点が良かったという、今後の滞納一掃や現年分の収納率を上げていくための教訓というか、成果がいまいちはっきりしなかった

ように思うんです。再度お聞きしたいと思います。

建築住宅課長

滞納の処理につきましては、現状私どもの担当サイド、それから課が一丸となって取り組んでいるところでございますが、先ほども言いましたように、はじめは電話や文書とかいう形でまず来庁していただくと、それから話に応じてもらえないという方もいらっしゃいますし、全然そういう最終催告あたりでも応じてもらえない悪質な滞納者というような言い方をしておりますが、そういう方々につきましては最終明渡し請求訴訟という形にはなるかと思いますが、現在行っている段階では、やはり訴訟まで至る段階で、やはり何度も何度も本人と折衝いたしましてねばり強く分納とかでも支払いしていただけるような交渉をしている以外に、いまのところは方法がないという状況でございます。

楡井委員

いずれにいたしましても、とうとう過去の滞納分、現年分合わせてですね、80%の水準を切って、79%にまで収納率が下がったわけです。現年分についてもだんだん減少していったことは認識されておられますし、一定の方向についても旧飯塚市地区でということの説明がありましたけど、この穂波のことについても95%から92%に、ちょっとこの1年間の低下率が大きいと思うんです。他のところと比べても、この原因というのは先ほど言われた新しい住宅への転居が進んでるという関係もあるだろうと思いますけども、その他には原因は分かりませんか。

建築住宅課長

先ほども申し上げましたように、合併時にそういう住宅使用料が上がることににつきまして、激減緩和措置で3年間の傾斜をつけて上げてきたわけでございますが、ちょうどその18、19、20の3年間で、21年度から本来家賃といいますか、一番高い家賃になるというようなところが一番大きな原因ではないかということで、私どもの課といたしましては判断をしております。

楡井委員

以上、住宅使用料についてはおしまいになります。

委員長

引き続き、楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

それでは決算書75ページになりましょうか。清掃手数料の2目の2節になると思いますけれども、ごみ処理手数料についてお聞きいたします。20年度比で金額的には大きく伸びております。これは昨日も最初のほうでお聞きした関係だとは思いますが、6月からの袋代の値上げが大きく影響してるんじゃないかというふうに思います。袋の販売数は減少しておりますが、この19年の水準に達しているという状況は、どういうことでしょうか。20年はかなり減少していて、21年度は増えているという結果に、資料ではなってるんですけども、説明をお願いしたいと思います。

環境施設課長

資料の10ページでございますが、平成20年度、21年度につきましては事業系、家庭系ごみ合計いたしますと77万2490冊、19年につきましても合計で76万9560冊ということになっております。袋の販売につきましては、平成18年度に新市でのごみ袋等の料金が統一されましたことで、販売量が増えておりましたが、19年度につきましては景気の影響があるものの、ごみ袋の販売が落ち着いてきたのではないかとこのように判断しております。ただ21年度の先ほどのお話のように、21年6月から料金改定によりましてシルバー人材センターそれから各支所、各販売店、それから一般家庭、事業所等の初期ストックがある程度確保されたという形の中で、販売数がふえているということで増加したものと考えてます。年

間使用料につきましてはそれぞれ特殊な事情ございますので、今後数年間の推移を見ていかなければならないというふうに考えております。

榆井委員

資料を見ていきますと、平成19年度が769,000巻きですね。それから平成20年度は738,000巻きと、かなり減ってるんです。約3万巻きと。ところが21年度はそれがまた772,000巻きと35,000ぐらい増えているというような状況になっています。金額が増えるというのは分かるんです。ところがごみは減ってきているという状況なんですけれども、袋の販売関係では増えてるということで、いま説明があった中に言われたのかもしれませんが。販売をやってるところでストックを抱えてるから、市からその市民の懐にわたる中間のところで溜まってんじゃないかというような説明かとも思いましたけれども、その点はどうでしょうか。

環境施設課長

いまご質問のように基本的に平成19年度と20年度を比較いたしました場合に、ほとんどはほぼ変わらない状況でございますが、基本的にはそれぞれ特殊事情がございまして、平成19年につきましては18年度新しいごみ袋に切り替えることによりまして、ある程度落ち着いたと、それから21年につきましては基本的に数はほぼ変わっておりませんが、初期ストックによりまして販売店それかシルバー人材センター等々のストックができた、それからこれによりまして今回21年度からにつきましては、旧ごみ袋を使用できる差額シール制度というのを設けておりますので、具体的に数量がほぼ同じという形の中で、販売数量という形の中で、今後推移を見ていった中で、全体の年間販売数を見ていきたいというふうに考えております。

榆井委員

衛生手数料については以上です。

委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

他に質疑はないようでございますので、第11款 地方交付税から第14款 使用料及び手数料までの質疑を終結いたします。

次に、第15款 国庫支出金から第22款 市債、75ページから103ページまでの質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようでございますので、第15款 国庫支出金から第22款 市債までの質疑を終結いたします。

総括質疑に入ります。一般会計全般についての総括質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されております榆井委員の質疑を許します。

榆井委員

それでは歳入に関してお聞きいたします。総括の1番目それから2番目、3番目、4番目、5番目、6番目ここまでずっと続けてですね。それでは当初予算540億円ということで、この21年度をスタートしたわけですがけれども決算額は約622億2000万円というような形になって、この間約80億円の補正予算が組まれたわけですが、その80億円の補正予算の組んで、合計622億2000万円となった理由について説明していただきたいと思います。

財政課長

お尋ねの予算額の動きにつきまして、決算書の235ページのところに動きが書いてありますので、そちらの数字を見ながらご説明させていただきたいと思います。平成21年度の当初予算では、約540億円の予算を編成いたしております。これに対しまして、お尋ねの決算額といいますが、最終予算額でございますね、この予算現額が622億円になっておりますので、

この差が82億円ほどの増加となっております。決算書にありますように、補正予算額が66億円の増額をしております。この増額の内容といたしましては、6月の補正予算案で国の経済対策関連等の経費、約10億円を追加いたしております。続いて、7月24日付で専決処分をいたしました豪雨災害の復旧関連経費、これが約27億円追加をいたしております。以後、9月補正でも国の経済対策関連で、約5億8000万円、10月30日付けの専決処分ですら新型インフルエンザの対策経費を約1億8000万円、12月補正で全経費洗い直したところで17億円、これも一部経済対策の経費が含まれておりますが、17億円。2月の補正では、今度は国の2次補正の関係で緊急経済対策関連経費3億4000万円をそれぞれ追加いたして、補正総額が約66億円ということになっております。これに、その右の欄になりますが、平成20年度からの定額給付金事業等の繰越額が16億円ほどあっておりますので、これを加えましたものが予算現額の622億というふうになっております。

楡井委員

不用額がその欄をずっと見てもらうと、一番右のほうにあるんですけど、不用額が29億1500万円ぐらいになっております。この29億1500万円の不用額、さらには別のところにありますように、約16億8500万円の黒字ということになっております。これらの関係について、ご説明願いたいと思います。

財政課長

まず、不用額についてご説明をさせていただきます。歳出予算を編成する際には、執行見込み額の上限額を計上いたしまして、その予算の範囲内で支出をしていくということになります。この支出額との差、予算との差が不用額ということになりますが、特に生活保護の扶助費とか乳幼児の医療費などの経費につきましては、年間予算を見込みます際に、見込み額を上回るような支払いが生じた場合に備えまして、そのときの予算不足となりませんように若干の安全度、安全率を見込んで歳出予算を大目に計上いたしております。平成21年度の生活保護の扶助費では、昨日の答弁でも若干説明がございましたように、不用額が2億3千万円ほどちょっと多く出ております。また、7月末の災害復旧関連経費、これで不用額が復旧費で約6億1000万円、災害援護貸付金で約1億700万円、これも昨日質疑でありましたように、中小企業資金の融資預託金、これの不用額は1億9800万円、合計で9億1500万円ほど出ております。これらの額が今年度の不用額の大きな額となっておりますところがございます。続いて、黒字額、黒字決算ということでのお尋ねですが、これは審査意見書の4ページの中ほどの年次別決算の数字でおっしゃってあると思いますが、そちらのほうでご説明をさせていただきます。平成21年度一般会計におきましては、約16億8500万円ほどの黒字決算が出ております。これは歳入総額からの歳出総額を差し引きました、いわゆる形式収支と言われるものでございます。この中には翌年度へ繰り越す財源等が含まれておりまして、今年度は4億5000万円ほどこの中に含まれております。実質収支額というのは12億3000万円ほどの黒字ということになります。また、ここに書いております単年度収支から財政調整基金の取り崩し額を引くなどして飯塚市の実質的な収支状況を示す額としまして、実質単年度収支を見ていただきたいと思います。今年度一般会計で約3億4000万円の黒字ということになっております。この黒字額の要因といたしましては、歳入で市税が予算額、対予算でございますが、1億3000万円ほど多く収入しておりますし、歳出では特に生活保護費、先ほど不用額のところで申し上げました生活保護費などの扶助費で不用額が多く出たことなどが、黒字の要因となっております。

楡井委員

いま説明で、3億4400万円の実質の1年間の黒字と、取り崩しとかなんとか入れないですね、ということの説明でした。それで、その右側を見ると約4億円、3億9700万円ですか、約4億円の三角印がありますから、去年が赤字だったと、それがことし黒字に転化した

ということになるわけです。この金額、差し引きすると約7億4000万円ぐらいの数字が、こう出てくるわけですが、それだけ大きな改善ということになるんでしょうかね。それで一番初めに聞きました税収が約6億8000万円ぐらい税収は減っているのに予算の関係では1億3000万円ぐらいふえているという説明、理解でいいんでしょうか。

財政課長

今おっしゃられました改善をした最も大きな要因として考えられますのは、地方交付税の増額があります。追加資料の3ページに地方交付税の推移ということで記載させていただいておりますが、臨時財政対策債を含めました地方交付税の総額が前年度より約14億9000万円増加したということが主な要因でございます。市税は、おっしゃられますように前年度より約6億8000万円減少しておりますが、その一定部分を普通交付税で補てんといいますが、相殺されて交付されますので、その減収を上回る交付があったということで、そういった理由などによりまして収支が改善したというふうに考えております。

楡井委員

それでは1番初めに聞きました540億円が622億円に増えた関係、それから不用額の関係、それと実質のこの黒字の関係をお聞きいたしましたけれども、前年度に比べれば実質収支は大きく改善できているということになると思うんです。市税の減収が6億8000万円、それから財政力指数の上昇傾向も現在前年と同じという形で止まっていることがあります。そういう状況の中なんですけれども、経常収支比率が大きく改善されているという資料があるんです。なぜそういう状況になっているかということについての説明をお願いしたいと思います。

財政課長

これも審査意見書の5ページのところの数値でおっしゃってあると思いますが、お尋ねの経常収支比率は記載されてありますように、前年度の101.4%から4.2ポイント下がりました、本年度97.2%というふうになっております。この指数はご存知のように地方公共団体の財政の弾力性を示す指数として用いられておまして、経常的に収入することができる一般財源、その総額に対する人件費、扶助費、公債費、物件費、補助費等の経常的な経費に充てる一般財源の割合、これを表しております。一般的に80%が標準的な数値というふうに言われておまして、これを超える団体については経常的な経費の抑制に留意する必要があると言われております。このすう数値が下がったということは、僅かながら本市の財政状況が改善されているということを示しております。この下がった要因といたしましては、経常的な一般財源収入であります普通交付税、これが増加したこと、それと経常的な経費、支出のほうでは人件費の減少、これで0.6ポイント下がったと。賃金等の減少で物件費部分が1.2ポイント、それと一部事務組合の負担金の減少などで補助費等が0.8ポイントそれぞれ下がったことなどによるものでございます。

楡井委員

それでは公債費比率というのが下がってきてます。実施公債費比率と言わないといけないですね、も下がってきています。これはわずか0.1%、わずかというふうに言っているのかどうかわかりませんが、0.1%改善された形になっています。この減少傾向というのは今後も続くのかどうか。18%になったら、いろいろ国のほうからのクレームもついてくるというようなことですので、これにならないほうがいいわけですが、今後こういう実質公債費比率というのが下がる傾向にあるのかどうか、教えてください。

財政課長

こちらの数値は、審査意見書の6ページの一番上のほうに記載をされておまして、0.1%ほど改善をしたということになっております。今年度の下がった要因につきましては、一部事務組合の起こした地方債の償還が一部終了したことによる負担減があったということが大きな要因として考えております。今後につきましても、行財政改革によりまして投資的経費を

抑制をしておりますし、一般廃棄物処理事業債の償還も一部終了いたしますので、今後改善の傾向にあるというふうに見ております。

榆井委員

工業団地会計の返済が今後始まっていきますけど、こことはこの関係はないんですか。

財政課長

公債金としては出てきませんが、一般会計からの繰り出しということで償還の補てんが出てくれば影響してくるということになります。

榆井委員

それも含めて今後低下傾向ということになるんですか。

財政課長

それを含んだところで下がるというふうに見通しを立てております。

榆井委員

以上で不用額というところまでについては終わりにします。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:01

再 開 11:11

委員会を再開いたします。引き続き榆井委員の質疑を許します。

榆井委員

それでは総括の人員費、それから各種システム開発、使用、云々、それから嘱託・臨時職員について、有給休暇取得率についての4点まとめて質問させていただきます。まず人員費に関してなんですけど、人員費の傾向についてお聞きしたいと思います。正規職員の人員費についてですけれども、人数と金額についてご説明願いたいと思います。

人事課長

正規職員の人数と金額ということでございまして平成21年度でございましてけれども887人、金額のほうは53億8781万9000円、これが一般会計における人数と金額でございまして。

榆井委員

その中を分類していただきたいんですけども、嘱託職員、それから臨時職員の人数と賃金の実情についてお教え願います。

人事課長

内訳というふうにおっしゃいましたけれども、これは先ほど申し上げました正規職員とは別でございまして、嘱託職員でございますが21年度につきましては、一般会計決算におきましては人数139人、金額にいたしまして3億3890万5000円となっております。また臨時職員数でございましてけれども、臨時職員数は毎月変動がございまして、調査時点と申しまししょうか、これを年度末ということにとらえましたときに21年度は393人でございまして、金額これは決算額でございましてけれども、5億5059万5000円となっております。

榆井委員

そうすると887人の職員それから嘱託職員、臨時職員あわせて532人、そうすると887人と532人との割合でいうと、臨時職員・嘱託職員の比率が正職員の60%ぐらいになるんじゃないかと思うんですけども、そういう数字でいいですか。

人事課長

先ほども申し上げましたように、臨時職員数は変動しておりますが、3月末でとらえますといま委員がおっしゃるとおりでございます。

榆井委員

そうすると賃金、または給料を比べてみますと53億8780万円ぐらいに対して嘱託職員・臨時職員8億8800万円ぐらいになります。それとこの比率はいくらになりますか。

人事課長

人件費と申しましょうか、ただいまご報告をいたしました金額のうちの内訳といたしましての比率でございますが、割合は14.2%になるかと考えております。

榆井委員

そうすると正規職員の給料の比率と嘱託職員または臨時職員の賃金の合計をすると正職員の14%という状況の説明ですが、そうすると職員の約60%に当たる嘱託職員、臨時職員の方が14%ぐらいの賃金で働いているということについて確認をしたいんですが、それでいいですかね。

人事課長

14%と申し上げましたのは、総額でございますので人数がまずは違うということで、今おっしゃるようなことにはなりません。あくまでも一人当たりでの比較が必要かと思えます。

榆井委員

いまの総額ではそういう計算はできないということでしょうか。

人事課長

そのとおりでございます。もう少し詳しくご説明をさせていただきますと、職員につきましては平均給与というものがございませけれども、嘱託あるいは臨時職員につきましてもそれぞれの職種ごとに設定した金額が異なっております。臨時職員につきましては、基本的には職員の初任給を基準として設定した金額と、それぞれの職種ごとに初任給を基準とした金額となっておりますし、また嘱託職員につきましては、それぞれの職種に基づきまして金額を、これは職員のいわゆる給料表というのにはございませけれども、ここに基準を置きまして設定しておりますので、単純な比較ということではできません。その点をご理解いただきたいと思います。

榆井委員

そうすると正規職員の賃金に比べて、嘱託職員また臨時職員がどのぐらいの給与で働いているかという比較は、嘱託職員や臨時職員の方の一人一人の分析をしなければならず、一人一人を比べないといかんとすることに、今説明ではなるんですね。すると正規職員の給料総額と嘱託職員や臨時職員の人たちに支給されている金額は、8億8800万円ですか、ということで比較するということができないということですか。

人事課長

先ほどもちょっと申し上げました正規の職員につきましては、例えば、新規採用の職員につきましてはここに掲載をさせていただいております臨時職員とほぼ同額ではないかと思えます。また、それよりも経験年数の多い職員につきましては、当然正規職員の一人当たりの給与額というのはふえてまいりますので、そういう意味で単純比較はできないと申し上げております。

榆井委員

正規職員の方たちの平均賃金というのは出るわけですね、年齢とかいろいろ計算して。それとこの嘱託職員や臨時職員の方たちの平均賃金というのは出ないんですかね。

人事課長

先ほど申し上げましたように、平均ということでは数的には出せませけれども、それぞれの職種に応じまして適応をさせていただきます給料表そのものが異なる、あるいは経験年数等を加算して、例えば嘱託職員につきましては賃金額、経験年数と申しましょうか、職員が新規採用されて何年経過したぐらいの経験年数、それに相当する額というようなことで嘱託職員の場合はその賃金額を設定しております。またなおかつ、嘱託職員につきましては、非常勤の職ということで職員の勤務日数よりも少ない設定となっておりますので、もし比較をするとするならば、この嘱託職員賃金については職員と同様の勤務時間数に引き戻して比較をする必要があろうか

と考えます。そういうことで、単純な比較はできないというご説明をさせていただいております。

榆井委員

それでは、例えば嘱託職員の方が平成20年度は146人、そして21年度は139人、これで、この嘱託職員の方たちの賃金一人あたりというのは出ないんですかね。

人事課長

単純にこの支出総額を人数で割りまして、平均額というのは求められますけれども、その中の分布状況と申しましょうか、どこの職種の職員が多いかによって大きく変動してまいりますので、単純に年度をまたぐ比較というのは、平均で出すことは可能かと思えますけれども、正確な資料にはなり得ないということが言えるかと思えます。

榆井委員

単純に比較はできるけれども、個別にはなかなかできないというようなことですが、私たちが正規職員の数、それから嘱託・臨時職員の人たちの数、その人たちが正規職員の方たちのどのくらいの給料・賃金で働いているかという比較をしようというふうに思ったら、どういう比較をするんですか、総体で。

人事課長

ただいまのご質問、非常に難しいところがあるかと思えます。先ほども申し上げましたように、職員につきましては新規採用されまして毎年毎年、きちんと仕事をするのが条件でございますが、定期昇給ということがございます。一方、嘱託職員・臨時職員につきましては、そういうふうな昇給措置はございません。最長でも1年というような期限を切った任用をしておりますので、なかなか単純な比較ができないということでご説明をさせていただきます。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:24

再 開 11:28

委員会を再開いたします。

榆井委員

かなりややこしい比較の仕方があるというようなことで、私の考え方とは少し違うような感じがしますが、時間の都合もありますし、引き続きまた教えていただくということで了解していただきたいというふうに思います。それで、この臨時職員と賃金の件については以上でありますけれども、次の問題ですが、ラスパイレスの問題をちょっとお聞きしたいというふうに思いますので、ラスパイレスの推移といいますか、これについてご説明願いたいと思うんです。

人事課長

飯塚市におきますラスパイレス指数の状況でございますけれども、合併後、平成18年度からご報告をさせていただきます。平成18年度が98.5、19年度99.9、20年度100.3、21年度100.3という状況でございます。

榆井委員

これについては、類似団体との比較とかいうのはよくあるんですよ。これについて県内に類似団体というのがあれば、その自治体のラスパイレス指数はどうかということについてご説明願います。

人事課長

類似団体ということでございます。人事のほうでいわゆる定員管理等を行っております際に使っております類似団体というのがございまして、長くなりますがそれのご説明からさせていただきますと、人口10万人以上15万人未満の団体でありまして、産業構造の2次産業、

3次産業、両方の占める割合が95%以上、かつ三次産業の占める割合が65%以上の団体、これが3の3という類型に該当いたしまして全国で36団体ございます。その中で福岡県に飯塚市と同様3の3という類型に所属する団体は、春日市と大牟田市になりますが、それぞれの団体の21年度のラスパイレス指数は春日市が100.5、大牟田市が96.4となっております。

榆井委員

そうすると飯塚市のほうが少し高いということになるんでしょう。これについては今後どういう傾向になっていくのかということについては、どんなふうでしょうか。

人事課長

ラスパイレスの傾向についてというご質問でございますけれども、飯塚市のほうが国の給料と比較いたしました場合、若干出てるというような状況でございます。職員一人当たりにつきますと、21年度につきましては国のほうの昇給ですけれども約400円、それに対しまして飯塚市のほうが一人当たり1,300円上がっているというような状況がございまして、100%を超えているような状況もございますけれども、これは1つは国のほうの、いわゆる職員構成、これがブラックボックスでございまして、私どものほうとしては何が原因で変わってきているのかというのが把握できておりません。したがって20年度の国のほうの構成と比較いたしますと、飯塚市でも100を割り込むような状況があるんですけれども、毎年その基準となります国の職員の構成が変わってきているというのが、ラスパイレスが下がらない原因の1つでございます。それからもう1つございますのが、ラスパイレスのいわゆる要素といたしまして、特に飯塚市の場合大きくかわる問題が、学歴の問題ではないかというふうに分析をいたしております。国の場合につきましては、学歴別に職務分類というものにしたがって、きちんとした人事管理がしてあります。逆に申し上げますと、学歴が低ければそれだけ昇給、昇任に影響が出てるといえることがあるかと思っておりますけれども、私どものような地方公共団体の場合につきましては、ほぼ平等に扱っているというような状況がございまして、それが1つこういうふうな結果になる要因ではないかというふうに考えておりますが、この部分につきましてもう少しご説明をさせていただきますと、一人当たりの給与費ということで、この類似団体の中でも比較をしてみますと、例えばただいまご紹介をいたしました大牟田市、ラスは96.4ということでご紹介いたしました、一人当たりの給与費を見ますと625万9000円となっております。これに対しまして飯塚市の一人あたりの給与費というのは597万3000円ということでございまして、ラスは低いけれども飯塚市の職員よりも給与の額が高いというような状況もございまして、あくまでもこれは比較の指数であるので、これが絶対的なものではないというふうに私ども理解をしております。ラスパイレスが高くていいということではございませんけれども、これの抑制につきましては、今後とも人事課としても検討はしてまいりますけれども、これを100以下に抑えるということがすべてではないということをご理解いただきたいと思います。

榆井委員

成果説明書の65ページに、平成20年度の財政状況類似団体比較表があるんですね。小さい字で見にくいんですけども、一番下の区分というところがずうっとありまして、真ん中あたりに人口一人当たりの職員給の額ということが書いてありまして、飯塚市の場合が4万3523円というふうにあります。そして類似団体の分が4万3679円と、159円差があるんです。この数字が先ほど言われた大牟田との比較等に考えられるのかどうか、先ほど言われた大牟田の比較がちょっと年度が1年ずれてるかと思っておりますけれども、この人口一人当たりの職員給与の額と、先ほど説明のあったラスパイレスとの関係はどんなふうでしょうか。

人事課長

また少し長くなるかと思っておりますけれども、いまご指摘ありましたのは確かに比較の材料とは

なるかと思えます。ただしいま言われるように、人口一人当たりの職員の賃金ということでございますので、その自治体の人口数と、それから配置してる職員数が何人いるかという比率で、その金額については差が出てくるというふうに考えます。具体的に申し上げますと、例えば先ほど申し上げました大牟田市の場合、人口10,000人当たりの職員数というものは79.92人という配置になっております。一方飯塚市のほうでございますけども67.31人と、これは普通会計ベースでございます。もう1つございます普通会計の中から、またいろいろと含まれる要素がありますので、教育と消防に従事する職員を除きました一般職での比較で申し上げますと、大牟田の場合が58.77人が所属しております。一方飯塚市の場合56.04人ということで、配置数が異なりますので、これもまた単純比較はいかかなものかと思えます。

楡井委員

なかなか難しい数字が出てきて、申しわけないんですが、とりあえずラスパイレスの問題については、以上で終わらせていただきます。関連で有給休暇の取得率について進めさせていただきま。飯塚市に限ったことじゃないんですが、一般的に正規職員数、雇用数がずっと減ってきて、有給休暇が取りにくい状況になってるんじゃないかというふうに新聞報道等にもありました。飯塚市の場合の有給休暇の取得ですね。この状況が分かりましたら、ご説明願います。

人事課長

職員の有給休暇の取得状況でございますが、平成21年度につきましては平均使用日数でございますけども8.9日となっております。

楡井委員

前年度等の推移をお願いします。

人事課長

推移でございますが平成19年度、20年度をご報告したいと思います。19年度につきましては平均使用日数が10.6日でございます。20年度が9.5日となっております。比較をいたしますと21年度につきましては微減という状況がうかがえます。

楡井委員

減少してきている理由についても、ご説明願えますか。

人事課長

まずは飯塚市で抱えておりました休暇が減少した理由として考えますのは、水害ということが大きく影響したのではないかというふうに考えております。ただし全国的な傾向ということで厚生労働省が出しております就労条件総合調査というものがございまして、これによりまして全国の地方公共団体で減少の傾向が見られるのではないかというふうに考えます。この分析につきましてまでは厚労省のほうも報告しておりませんので、明確な答弁はできませんけれども、飯塚市としてはそのような状況があったかというふうに分析しております。

楡井委員

平成21年の分は災害、水害等で減少してきているという説明であります。結局、休みたくても休めないという状況もあり、それから仕事が詰まってきて、どうしてもということなんだと思います。それから次の問題としては、総括に書いてあります各種システムを開発、それからその使用、保守点検等の委託料、これ昨日をどなたか質問をされていたように思いますけれども、この各種システムの開発、使用、保守点検委託料というのが、かなり全課に渡って出てきてるんです。なかなか大変なことで、私なんかほとんど門外漢で申し上げないんですけども、この決算全体でこれらの項目がいくつぐらいあって、総額いくぐらいになるんだらうかというふうに疑問がありましたので、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。全体でいくつぐらいの項目があって、その総額がいくらになるのかについて、ご説明願いたいと思

います。

情報化推進担当次長

各課にまたがりますので情報推進課でまとめて答弁いたします。内訳は機器の借り上げ料、コンピュータとかプリンターとかいろいろありますが、そういったものが18件で9474万5373円、それからソフトウェアの使用料、それが5件で437万100円、それから開発や改造の委託料が17件で3億519万9510円、各種システムの保守委託料が60件で3億7666万731円となっております。すべて合わせまして100件で7億8097万5714円でございます。これには公営競技事業部の分も含んだ金額でございます。

楡井委員

これらの仕事をしてもらう委託料、それから借り上げ、それから改造、保守、こういう仕事はいくつぐらいの企業で請負っておられますか。

情報化推進担当次長

100件のシステムの相手業者ですけども、先ほど言いました公営企業の分も含めまして45社でございます。

楡井委員

以上、人件費から有給休暇までの質問を終わります。

委員長

次に、原田委員の質疑を許します。

原田委員

それでは財務会計処理について、お尋ねをさせていただきたいと思います。これにつきましては、毎年毎年予算・決算で申し上げております。質疑内容についても十分にご理解をいただいております。確かに合併いたしまして、まずこの委託費の内容に明細がないじゃないかと、この件に関しましては明細も記載をしていただくようになりまして、それから生産の中止案の貸借対照表もこれも作成していただけるようになりました。また、行政コスト計算も出していただいております。非常にご苦労があったらうと、そのことに関しましては感謝申し上げるとともに、非常に高く評価するものでございますけれども、ただ、そこまで貸借という観念がない中から、要するに仕分けがないわけですから、その中から貸借対照表をつくっていくというのは大変なご苦労があるかと思うんですよ。それであれば、もう私が申し上げますように、現在の単式簿記から複式簿記にすれば、こんなものすぐ自動的にでき上がってくるんですね。これに関しては、毎回毎回検討いたしますというご答弁を4年続けて、5年目を迎えました。その間どのようなご検討されて、今どのようにお考えなのか、お尋ねをさせていただきたいと思います。

財政課長

本年、3月の当初予算の特別委員会のときにもやりとりさせていただきまして、質問委員のほうからちゃんと前を向いて検討しなさいということと言われておりますが、結果として3月以降は形としては、まだ前には進んでいないという状況にあります。そのときもご答弁をさせていただきましたが、複式簿記の導入につきましては、国の公会制度の動きを見ながら法改正等の問題がありますので、そういった動きをみながら準備をしていくということで対応させていただきたいというふうに思っております。また、基準モデルの件についても検討しなさいということと言われておりまして、研究会とか、ワーキンググループをつくってはどうかというご提案もいただいております。まだ、ワーキンググループ等を組織するまでには至っておりませんが、まず財政課内部で担当職員に研修会、まだ公的な研修会とかの民間のシステム会社とも、こういった公会計制度の研修やっておりますので、そちらのほうにも参加させていく、内部での勉強会もやっているというところがございます。また、資産台帳の整備の問題もありますので、管財課あたりとも調整をしながら打ち合わせを今進めているという状況であります。

冒頭申しました形としては、まだあらわれてはないという状況でございます。

原田委員

いま課長が最後に言われました、打ち合わせを進めておるといことでございますね。この飯塚市の財政につきましても、水道会計は特別会計、これは複式簿記なっておりますよね。ということは、その職員さんは複式簿記をきちんと勉強しなきゃいけない。勉強して今継続してされてあるわけでしょう。だから、その気になればきちんとできるということなんですね、言ってみれば。そういうことだろうと私は思うんです。ですから、複式簿記がいきなり単式簿記に戻すような話には、水道会計にはなっておりませんし、たぶん水道会計の中でも、それなりのご苦労があるのではなからうかとも思うんです。そういう知識をきちっと勉強していかなくちゃいけない。現に特別会計でそういうのがあっていない、オールすべてが単式簿記でやっていますというのはわかるんですが、いい例があるじゃないですか。どんなふうにされてあるのか、間近な例があって、検討をもう既に5年近く、4年以上も、4年半過ぎてまでまだ検討が続いてあって、道半ばと。検討に対する道半ばですよ、これは。実行に対する道半ばじゃなくて。ですから3月でと言うこと、期間がないとおっしゃいますけど、いつも期間がない期間がない。予算のときにはいまから頑張ります。それで決算のときには、3月に云々と。次ですよ、例えば3月になれば決算からからまだ半年云々という。だいたいこれをずっと私は聞き続けてきたわけなんです。やはり同じような答弁しか返ってこないんですよ。この必要性というのは、どういうところに大きなメリットがあるとお考えですか。単式簿記から複式簿記にすると。まずメリットがどういうものがあるかっていうのを認識しないと、私は進めにくいと思うんですけど、どのようにお考え、認識がおありになるのでしょうか。

財政課長

メリットの点につきましても、質問委員さんのほうから何度も教えていただいております。決算が早くすることが来まして、その決算の状況を早く市民の方にお示しすることができるということが、一番最大のメリットではなからうかというふうに思っております。

原田委員

いま何か思い出し、思い出し言われたような感じが受けとめられましたけど、だいたいお分かりにはなっていると思います。本当に先ほど言いましたように、こういう無理やり作成するような貸借対照表とか、コスト計算書とか、これは大変ですよ。これは電算にのせるわけですよ。将来的に。ひょっとして複式簿記ができたと、ひょっとしてとは思いたくはないんですけど、電算にのしたときは一発で出てくるんじゃないですか、こんなもの。無理やりねじれ曲がったみたいな貸借対照表を作らなくてもですよ。ですから、やはり、先ほど課長みずからも申されましたように、研究会とか、せめてそういうのを発足していただいて、身近に水道会計なんかで、複式簿記をやっているわけですから、そういったところの研究会をぜひやっていただきたいと思います。これにつきましては、毎年毎年、年に2回ずつを言わせていただいておりますので、十分にご検討をいただきたいと思います。最後にちょっとご決意がありましたら、財務部長どうでしょう。

財務部長

委員さんのご指摘、数年わたって指摘いただいておりますので、それに向かって検討はさせていただきますよりも。そして、まず一つ押さえておかなければいけないのが、水道会計は法的にそういう処理をしなければならないというのがあります。今の法的からいうと、今は単式の簿記で計算、予算・決算させていただきよりもですけど、この方式によらなければならないという法律で定められております。まずそれが原点にあります。それで委員さんが言われますように、それをちょっと拡大解釈じゃないですけど、それを仕分けをして無理やり公会計の中でできる形で、いまバランスシートのなものを作成させて、公開させていただいております。先ほど申しましたように、法的なもので、もう整備しなければならなければ、それにさせていた

だくようにしておりますので、時間を貸していただきたいと。その辺、全く無視しているわけじゃございませんので、勉強もさせていただいて、それに向かって資産の評価とかそういうことについても検討させていただいておりますので、全く無視をしてるということではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

原田委員

十分にお気持ちはひしひしと伝わってきておりますけども、ただ、ちょっと気になったのは法的には定められてないんですよと、だから単式で何が悪いんですかという、開き直ったような、逆に言えばそういう受けとめ方もできるわけですよ。そうじゃなくて、より正しく正確にできるためには、こちらのほうがより優れているんじゃないかということなんです。単式簿記での会計年度で、例えば5年前のをひっくり返してどこが間違っていたかなんて探すのは大変なことですよ。ところが複式簿記であれば、例えば10年後であろうが20年後であろうが突き詰めていったら、原因ははっきり究明できるんです。そういったことも非常に重要な点だと私は考えておるわけです。ですから、1年過ぎてしまったらもう何もわかんないよというんじゃないなくて、そういうのは正しい会計のあり方かなと。ですから、国のほうもそういう基準モデルであるのが望ましいと。また望ましいということになってると思います。しかしながら、現実には地方自治体でこれに取り組んで、現実にはやっておることも出てるのも事実でございますので、1つ今後ですね、もう1歩踏み出していただいて、実現に向けて頑張ってくださいますようお願いして、ちょうどいい時間になりましたので質問を終わらせていただきます。

委員長

次に、質疑事項一覧以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

( な し )

質疑はないようでございますので、総括質疑を終結いたします。以上をもちまして、一般会計歳入歳出決算全般について、すべての質疑を終結いたします。なお討論採決につきましては、保留して財産に関する調書および基金の運用状況に関する調書に対する質疑終結後に行いますので、ご了承願います。また、各特別会計の審査におきましても討論、採決は同じ運営をさせていただきますので、よろしく願いいたします。暫時休憩いたします。

休憩 11:56

再開 13:00

副委員長

委員会を再開いたします。

これより特別会計の審査に入りますが、特別会計の審査につきましては、各会計ごとに行います。「認定第2号 平成21年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

それでは、国保会計から質問をさせていただきます。一応通告には3点書いておりますけど、一番上の欄と、それから、3番目に書いております欄を一括というかたちになりますので、ご了解願いたいと思います。まず、国保会計全体の収支で4億4000万円ほど積立金を支出したうえで、4億5000万余りの黒字決算ということになっております。それで、歳入総額が3億1600万円増えて、歳出総額も6億1900万円ということになっておりますので、この差額が約3億円ほどあります。この3億円のマイナスということになるんでしょうけども、この3億円を充当した原資といたしますか、財源は何かということからお聞きしたいと思います。

健康増進課長

差額の3億円につきましては、平成20年度の繰越金が7億5500万程度ございまして、本年度、21年度の繰越金といたしましては、4億5100万、この差額分の3億、これが黒

字の減少ということになっております。

楡井委員

成果説明書その他ですね、それから、意見書等で見ますと、高齢化社会、人口の高齢化、それから医療技術の高度化、それから、疾病構造の変化などによって、医療費の増加は避けがたいとしたうえで、国保加入者の構成による構造的な問題などが指摘されております。そういう状況の中で、特定健診、それから、後発医薬品使用啓発などが取り組まれているわけですけど、その効果についてはいかがなものかと思ひまして、お尋ねいたします。

健康増進課長

質問者が言われますように、医療費の増加抑制のために、ジェネリック医薬品の普及啓発及び特定健診を実施しております。ジェネリック医薬品の普及状況につきましては、現時点では把握はできておりませんが、現在、国保連合会で効果額がわかるようにシステムを構築しているところでございます。特定健診につきましては、平成20年度から事業を実施しておりますが、生活習慣病予防、改善するものですので、すぐに効果が出るものではございません。なお、生活習慣病から人工透析に至った場合、年間約500万、高血圧、高脂血症から心筋梗塞などの手術を実施した場合には、約400万の医療費が必要となります。医療費の削減もさることながら、本人の精神的、肉体的負担も大きくなります。一人でも多くの人に特定健診を受診していただき、医療費の適正化に努めていきたいと考えております。

楡井委員

医療費抑制ということで、今進められている特定健診、それから後発薬品の使用というようなことは速効的に医療費の減少を下げるということには当たらないというような状況であります。であれば、医療費の増加傾向を抑えるという意味での即効的な策といえますか、取り組みといえますか、そういうのは何か考えられますか。

健康増進課長

先ほどご説明差し上げましたジェネリック医薬品の普及につきましては、今カードを被保険者の方に配付をいたしまして、受診の際には、提示していただくようにしております。ジェネリック医薬品を使用されれば、大体新薬と比べて、40%とか60%とかというような安い金額で薬を受け取ることができます。皆さんがそういったことでご利用されれば、即効性があるものだと考えております。

楡井委員

先ほどもご説明あったようにですね、医療の高度化が進んで、何百万というふうなお金のかかる治療ができるようになって、それは幸いなことではありますが、医療費を下げる即効性がですね、今はっきり見えてこないという状況の中では、この一つの救いとして後発医療薬品、これがまだしかし、はっきり出来ていない、掌握できてない。40%、60%の下げることができるんじゃないかというふうなことですけども、早く掌握してですね、進めていかなければならないんじゃないかというふうに思います。更に、ということで、1行目と3行目については、もう少しお聞かせ願いたいと思いますが。次に、税金について、進めさせていただきま。まず、減免分と滞納分の合計で医療給付費分が71.9%、それから、高齢者支援金分が89.8%、介護納付金分が73.2%というふうに収納率がかなりでこぼこになっている状況です。このでこぼこになっている原因について、まず説明していただきたいというふうに思います。

健康増進課長

まず医療給付費分と高齢者支援分でございますが、現年分の徴収率といたしましては、93.6%、93.7%とほとんど変わりはありません。ただ、過年度分が、高齢者支援分が平成20年度からの受診になりますので、21年度の繰越分としては20年度の分のみとなりますので、調定額全体に対する割合が少ないために、現年、過年と合わせた徴収率が高くなるとい

うようなことになっております。介護保険分は、対象となる方が40歳以上65歳未満ということになっておりますので、その対象者の数によって若干の徴収率の違いが出てきているのではないかと考えております。

楡井委員

高齢者支援金分が90%近い収納率ということではこれ平成20年度から始まった分であって、まだ未納数が少ないということから、両方合わせた分は、こういうふうになってるというようなご説明であるというふうに思います。そこで、減免制度の利用がどうなってるかということについてお聞きしたいんですが、2割5割7割の法定減免が国保世帯の所帯数では70%を超えています、若干ですけど。それから、人数では半数を超えてると、52.5%ですか。いうふうになってるようで、資料にもありました。この2割5割7割減免が人数で52%、世帯数で70%というふうに両方とも半数を超えてる。世帯数で言えば3分の1がいずれかの減免になってる。このことは一体何を表わしているんかということについてのご説明をお願いしたいと思います。

健康増進課長

7割5割2割の軽減についてでございますが、まず平成20年度と21年度比較をいたしますと、医療分の均等割では平均利用数で計算した軽減割合は51.2%が52.5%と増加しております。医療分の平等割でも後期高齢者医療制度加入の被保険者の半額軽減を含めまして平均世帯数で計算した軽減割合は66.7%が70.2%に増加しております。この増加の原因といたしましては、他の税と同じように、経済情勢の悪化による所得の減少によるものではないかと考えております。ただ、この全体的な割合の高さというのは担税力が比較的少ない方というのが多くて、国保会計の財政運営が非常に難しいということを実に表しているものではないかと思っております。

楡井委員

ここには、当初述べました国保加入者の構造的な問題ということの一端が、今説明されたやつの中にあるんじゃないかというふうに思うんですけども、次に、不納欠損がですね、年毎に見ると、平成18年が1億1200万円、19年度は7800万円、20年度が1億2100万円、21年度は4900万円と、これも多かったり少なかったりがございます。なぜこういうことになっているのかについてのご説明をお願いしたいと思います。

納税課長

資料の94ページの方に記載しております。今委員ご質問のとおり、不納欠損額につきましては、合併後の平成18年度から1億1200万、19年度が7800万、20年度が1億2100万、21年度が4900万円と増減しております。特に、21年度の国保税の不納欠損件数は前年度と比較しまして2,438件の減、率は約44%のマイナス、金額でもマイナス7215万円、率にしまして約59%と減少しております。この主な要因でございますけれども、これは市税と同様に合併を契機としまして、各旧市町ございました債権を整理し、18年度以降改めて財産等の調査を行うとともに、併せて執行停止等の処理を行ったわけでございますが、調査を実施したものの財産が発見できなかったケースや執行停止処理まで行き届かず、時効を迎えたというケースが多数あったことから20年度では不納欠損の件数及び金額が増加したものと分析しております。そして、21年度におきましては20年度と比較をしまして半分以上の約4900万円を欠損額として計上しております。これは時効で欠損となるケースを極力減らすように詳細な財産調査等を実施するとともに、執行停止を除いて差し押えを含む様々な時効中断処理を実施していることからというふうに考えております。

楡井委員

それにしたらですね、20年度がこういうふうに非常に多いということについては、どういう内容になっているんですか。

納税課長

20年度に増加したものであるということで、20年度が極端に多いじゃないかというふうなご質問だと思いますけども、合併しまして、それからその後に、財産調査等を十分に行ってきたわけでございますけども、それでも行き届かなかったケース、執行停止等の処理をできなかった、そして、そのまま時効を迎えたというこのことから、合併後ちょうど20年度ぐらい前後を境にしましてですね、そこら辺に時効中断をかけていなかったの、時効を迎えたというふうな債権が多かったものというふうにご考えております。

楡井委員

今の説明からすると、合併の関係で処理がずっと進んで、平成19年は7800万になった、合併後ちょっと発見できなかったものが平成21年度に一つ集中したということになるかと思いますが、そうすると、この平成20年度に不納欠損にした分は5年間という1つの区切りよりも長い、6年間、7年間というような数字も含まれてるということにはならないですか。

納税課長

合併を契機としまして、合併が具体的に協議されるようなことになりまして、合併協議会の中でも滞納の様々な検討がなされたというふうに伺っております。その中で、それ以降、それを境にしまして、いかに滞納をなくすかということで、本来ならばそこで改めて財産調査等を実施したわけでございますけども、いかんせん、それに漏れてしまったものがちょうどそこら辺から起算しまして、ちょうど5年を迎えるケースが多かったと、時効を迎えるケースが多かったというふうなことでございます。

楡井委員

今のご答弁では、説明では20年にこの1億2100万円というふうな大きな金額になったということには説明がつかないんじゃないかというふうに思いますけど、それはおいて、先に進みます。国保会計の健全化、先ほどの高木課長の方からの説明もでございますが、この黒字の部分が決算で黒字部分というのは4億5100万円ということでいいですかね。

健康増進課長

そのとおりでございます。

楡井委員

一遍国保会計の懐に入れたものを吐き出すというのは、なかなか大変なことなんでしょうけども、この黒字の分をですね、国保世帯に還元すると言いますか、税率の引き下げということになるんですけども、そういう考えはありませんか。

健康増進課長

繰越金として今言いました4億5000万程度でございますが、22年度、今の現在の医療費の動向から考えまして、21年度に基金を4億4000万積んでおりますけども、その分を取り崩して、やっとバランスがとれるような状況になっております。平成20年、21年と医療費の伸びがそんなに多くなく、22年度、今年度はそれが4%以上伸びるようなかたちになっております。今後、どのようなかたちで医療費が伸びるか分かりませんが、現在のところ財政状況としてはかなり悪く、一応22年度でやっとバランスがとれるような状況ですので、このまま医療費が伸び続けるということになれば23年度も、基本的には赤字の方に動くのではないかと予想しております。黒字予想ができるのであればですね、ある程度平準化した中で税率の見直しなんかもできるとは考えておりますが、現時点では、かなり難しいものだと思います。

楡井委員

税率全体の改正ということではなくてですね、例えば、資産割ってのが飯塚市の場合がかかってますね、15%でしたかね。この15%の分はですね、この資産割の部分をおの自治体、特に市段階では資産割を失くしている自治体もそれなりにあると思うんですよ。資産割を失

くす、資産割ち言うのは、固定資産税で一遍税金を取られてる。その上に、また国保で取られるということで、資産割の課税と言うのは二重にやってるのではないかとの論理もあるわけですね。そういうこと含めて市段階でのここではかなり自治体でゼロにしているところがあるということがあります。この資産割を減らすということでもですね、市民へのこの還元ということとは考えられると思うんですよ。そういう方向は検討されませんか。

健康増進課長

質問言われますとおり、資産割については二重課税ではないかということは前々から議論の対象となっております。合併前から今後の税率の改正時につきましては、資産割を順次見直して、下げていくという方向での話が進められております。ただ、資産割の率を減らせば、その分所得割の方の税率を上げなければ対応はできませんので、下げた分は所得の多い方、多い方というか所得がある方が負担をされるというようなこととなります。基本的には、資産割は町とか村の部分はほとんど資産割を導入しておりますが、先ほど委員言われましたように市レベルではだんだん減ってきております。それはなぜかといいますと、所得階層が比較的高い方が多くいらっしゃる場所はそれで十分対応できるということになっておりますが、飯塚市の場合、先ほど軽減のところでもお話ししましたように非常に担税力の低い方が多ございますので、かなり難しいのではないかと考えております。

楡井委員

この健全化、この会計の健全化と言うのはなかなか大変な話であって、市独自では、なかなか大変だというのはよく分かります。そういう意味では国の方の国庫負担といいますかね、これを増やしてもらおうということも一つの方法だというふうに考えます。そういう方向でも是非お互い議会等も一緒になってですね、国の方への働きかけということについても考えていかなければならないんじゃないかというふうに思います。以上で、国保会計の私の質問は終わります。

副委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第3号 平成21年度飯塚市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから質疑を終結いたします。

次に、「認定第4号 平成21年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています楡井委員の質疑は許します。

楡井委員

それでは、質疑通告の一番初めから質問させていただきます。徴収率についてですね、まずお聞きしたいと思います。介護保険料の徴収率についてですね、現年分、それから滞納分について、まずお聞きしたいと思います。

介護保険課長

資料の97ページに過去4年間の徴収率の推移を含めた収納状況の表を出させていただいておりますけども、平成20年度と平成21年比較しまして、徴収率の欄を見ていただいたら分かると思いますが、現年度普通徴収及び滞納繰越分、これも普通徴収になりますけども、双方で伸びております。しかしながら、全体的な合計の徴収率で比較しますと、滞納繰越分の調定額が上がっている関係で、逆に少々減少したというような数字的な差が出ております。

楡井委員

収入、資料の97ページなんですけど、ここには5688万8542円という数字があるんですけど、監査意見書のほうにはですね、この収入未済額が5299万8482円という形で、数字がちょっと違うことについての説明はお願いできますでしょうか。

介護保険課長

決算の監査の審査意見書及び決算書が、決算書の261ページになると思いますが、ここで表記しております収入の収入済額につきましては、還付未済額そのものを収入済額としてカウントしております。収入未済額そのものの表記につきましては決算書261ページに表記しておりますけれども、提出しております資料97ページの収入額については還付未済額をカウントしておりません関係で、その差額が収入繰越額及び収入未済額の差異となってきます。

楡井委員

私たちがいただくその資料、それから意見書、成果説明書というのがこうある、それと決算書と4つあるんですね。そこそこの数字が違うとですね、質問が組み立てにくいということになるんですね。ですから、こういう数字の違いというのが他のところには何力所か出てくるんですね。これはちょっと混乱するんですね、監査意見書、それから成果説明書、決算書、それから資料要求の資料、こういうことはよく整合性を持たせるように、正確な数字ということ失礼ですが、違わない数字を出していただかなければ、数字の比較等が非常に難しいことになるというふうに思いますので、その点は今後気をつけていただきたいなというふうに思います。それから次に、減免料の軽減措置についてお聞きしたいんですが、現在の状況と、この昨年比で増えてるか減ってるかについてお聞きしたいと思います。

介護保険課長

減免の推移につきましては、資料の98ページの一番上に介護保険料の減免の適用状況という表をつけております。合計でいきますと、平成21年度につきましては前年度平成20年度の46件、130万5420円から、平成21年度につきましては218件、568万5830円と大幅に伸びておりますけども、左の欄を見ていただいたらわかるとおり、法定減免、これは170件上がっておりますが、これは昨年度の7月の集中豪雨によります法定の減免の件数が大幅に伸びたことから大きな数字になっております。独自の減免につきましては平成20年度40件から平成21年度48件と大きな異動はあっておりません。

楡井委員

この現状については、先ほどの国保の質問のところでも報告があったような内容ですからよくわかるんですけども、この昨年度の比率という意味ではこの170件という大きい数字が出てきたもんでびっくりしたわけですけども、これがいま言われたように災害による減免ということであれば理解が行くというふうに思います。次の車の車いす、特殊ベッドの利用状況について、推移も含めて説明していただきたいと思います。

介護保険課長

車いす、特殊寝台につきましては毎年ご質問が出る箇所でございますけれども、平成18年度の軽度者に対する特殊寝台及び車いすの貸与につきまして利用の制限がっております。その関係で平成18年度から19年度にかけて減っておりますけれども、その後制度の改正はあっておりません。ただし、資料の98ページの特殊寝台にかかる件数につきましては、平成20年度が182件から平成22年度が282件と大幅に伸びておりますけれども、ここに表記しております件数そのものが一人の方が12カ月使用されれば12という数字をカウントする関係で、件数として延月数というように考えていただいたら結構かと思っておりますけれども、その関係で100件ほど増えております。これはあくまでも結果でありまして、実際平成20年度と21年度を比較しますと、平均利用者数が15人から23人ほどに増えております関係で、結果としてこういった大きな伸びを示したというような数値の結果になっております。

楡井委員

ひと月1件というカウントの仕方をされるという話ですね。それで、人数的には15人から23人に増えてるといふご説明なんですけども、金額的には約60万円ぐらいですかね、60万円ちょっと増えているような形に今なってます。これ一人いくらかかるかということでの計算というのはいけるんですかね。この費用がかかる、当然増えればかかる、減れば減るといふことなんですけども、一人の人がこれ1件ひと月単位でその使用料といひますか、お金がかかるのか、1年でかかるのかということについてはどうなんですか。それがいくぐらいになるのかについても教えてください。

介護保険課長

これは車いす及び特殊寝台の利用の給付費そのものについては月単位でかかってきますので、単純に平均23人という数字からいきますと、1年間使われた金額につきましては給付費そのものを利用者数で割れば、1年間使った経費というのは平均としてその金額になるということと理解していただいて結構だと思います。

楡井委員

また1人が1年間に使ったらいくらかという数字はどうなるんですか、利用料といひますか。

介護保険課長

この270万円を25人で除しますと10万8000円という数字になりますので、だいたいこのぐらいの金額ということと解釈していただいて結構だと思います。

楡井委員

特殊寝台の利用料としては市の負担は1人1年間ということと10万8000円ぐらいという理解でいいですね。そうすると、同じように車いすのほうはいくらかかるかお願いします。

介護保険課長

これも除しますと約9万5700円ぐらいになるといひます。

楡井委員

そしたら車いすのほうは1年貸与して、利用して9万5700円。ベットのほうは1人1年で10万8000円という数字を確認させていただきます。それでいいですね。それでは次に、認定審査についてお聞きしたいんですが、これは206ページの介護認定審査費ということになるといひます。介護認定者が増えているというふうな方向、まあ資料にもあるんですけども、全体で介護認定者が1.9%も増えてると。その中身としては1号に関する人が1.8%、それから2号の方が4.9%も増えてるといふことに今なっておるようです。2号の方というのは40歳から64歳の比較的若い方なんですよね。その方たちが4.9%、人数的には8人と全体が低いから比率も高いんでしょうけど、全体的な人数は8人という方々がこの間に認定されたということになっておりますが、こういう若い方たちが認定されるという状況の理由と内容をご説明していただけますか。

介護保険課長

ご存じのとおり、40歳から64歳の方々の2号被保険者の介護認定につきましては、国が示しております16の特定疾患に該当する方々について介護が必要な方を認定するという制度でございます。その結果として、平成21年度末で172人の2号被保険者がおられるということとすけれども、これはあくまでも平成21年度の介護認定2号被保険者の特定疾患の16疾病中、比率で申しますと約60%の方が特定疾患の若年性のアルツハイマー病とか、糖尿病性の疾患とか、パーキンソン病等々の16の疾患がございますけれども、一番大きなウエイトを占めますのが60%脳疾患関係で2号に認定を受けられる方というのが60%を占めております。

楡井委員

そうすると、この8人の方も比率的にはそういう方たち、脳出血関係、脳梗塞関係、そういう方たちの認定というふうにと理解していいですね。あとさきになって申し訳ないんですが、成

果説明書の43ページに給付費分とそれから事務費分として取り崩された基金があるわけですが、その基金が介護従事者処遇改善臨時特例交付金というやつを基金にしたものを取り崩しているということになっているようなんですね。そういうことからするとですね、この交付金の性質とこの支出について、この特例交付金の基金を取り崩したんでは交付金の性質と合わないんじゃないかというふうに思うんですよ。これは何かのときもお聞きしたような気もするんですけども、介護従事者の処遇改善というのがこの交付金の主旨であるにもかかわらずですね、給付費分とか事務費分とかにも使っているのかどうかという、ちょっと疑問なんですね。ご説明していただけますか。

介護保険課長

これも何度か説明させていただいたかと思いますがけれども、平成21年度に介護保険制度導入後初めて介護報酬の増額改定がっております。全国平均で3%、飯塚市で2.8%の報酬改定がっております。当然ながら、報酬改定がありますと1号被保険者にかかります介護保険料もその分がアップします。介護報酬の改定のスタートそのものが介護従事者処遇の改善、賃金体系のアップということが目的で報酬改定が行われております。処遇改善のための報酬の改定によって、介護保険料がその分がアップするということの配慮のために平成20年に国が交付金と、この名称を使って交付金という形で交付したあとに、市町村のほうで平成20年度中にそれを基金として積みまして、平成21年度と23年度に給付費に充てていいよという形での交付がなされております。その関係でこの名称、介護従事者処遇改善臨時特例交付金という名称を使って交付がされ、基金についてもこの名称を使うような形で全国一律に通知が出ております関係で、おそらく全国すべての保険者において同じ名称の基金が積み立ててあると思います。名称はこういう形の名称を使っておりますけれども、目的が介護保険料のアップを抑えるための給付と及びそういった手立てをしているよというような、国の周知アピールをしてくれという事務費に充当してくれというような形での積算で交付がなされております関係で、平成21年度につきましても給付費相当と事務費相当分を取り崩しまして該当事業に充てていたような状況です。ですからいま委員言われますように、基金の名称と本来充てていいものなのかという疑問を持たれる名称が使われておりますけれども、おそらく全国一律同じような形の名称を使っていると思いますので、そういった説明にしか行き着きません。

楡井委員

結局従事者の処遇を、例えば給料を上げるということになれば利用料も上げなきゃいかんと。利用料を上げないためにこのお金の分を給付費とか事務費とかに使ってもいいですよという但し書き的なものがあるということで、名称とははっきり違うけども使ったというようなことでの説明であると思います。それはそれとして、理解をしておきます。基金の資料を見させていただきますと、4億4000万円くらいの黒字会計になってるというふうに思うんですね。この基金の推移状況並びに今後の利用活用状況については、どんなふうに考えておられるかについてご説明願います。

介護保険課長

第4期が平成21年度から22、23の3カ年が介護保険事業計画の第4期になりますけれども、この4億2000万円の金額につきましても、第3期の平成18年度から20年度までの給付費の余剰金の積立でございます。平成21年度からの第4期の介護保険料の設定につきましても、事業計画等にも掲載させていただいておりますけれども、本来基準月額保険料を算定しますと5366円という金額になるべきところを、第3期の4975円に据え置いております。据え置いておりますのは、詳細な数字は4億1100万円という数字になりますけれども、この4億を取り崩して充当して5366円の基準月額保険料そのものを4975円に据え置くという財源の手段としてこれを充当するという計画を立てておりますので、形としては21年度から23年度の第4期の事業計画期間中にこれをとり崩して充当する結果になると思います。

楡井委員

4億1000万ですかね、この黒字分を使って現在の保険料4975円を次も維持したいという説明でいいですね。以上4つですかね、通告質問は以上で終わります。

副委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

楡井委員

すいませんね、通告しなくて質問をさせていただきますが、介護予防事業費というのが272ページにあります。これは一定の成果を上げているというのは、記述のある特定高齢者施策について説明していただきたいと思うんですが、利用者は190人ということになっておるようです。それで、これについて去年に比べたらこの190人というのがプラスなのかマイナスなのか、まずそこあたりからお聞きしたいと思います。成果説明書で43ページくらいやなかったかと思うんですが、よろしく願いいたします。

高齢者支援課長

成果説明書44ページの活動指標の実施、190人の人数は当初予算に計上しました人数となっております。平成21年度の実利用者数は173人、平成20年度200人ですので、27人の減となっております。減となった要因は、主な要因は、平成20年度までは基本チェックリストやアセスメントなどにより特定高齢者としてサービスを利用されていましたが、平成21年度からこの事業を利用できる特定高齢者の判定は生活機能検査を受診し医師の判断が必要となったため、生活機能検査の受診を辞退されたことなどによる減が主な要因となっております。

楡井委員

すいません、前年度と比べて何人から減られたか、ちょっともう一度お願いいたします。

高齢者支援課長

前年から27名です。

楡井委員

経費を見ると、前年比で194万7000円ですかね、経費は減ってるんですね。そういう状況の中で、先ほど言われたように27人の人数の減ということにもなるんでしょうけれども、成果説明書では一定の成果を上げているというふうな説明にもなってるわけです。経費は減って人数も減って一定の成果ということについての、これは私の考えでは矛盾してるのではと思うんですが、その説明をお願いしたい。

高齢者支援課長

利用者につきましては、先ほど申しましたとおり27名の減となっておりますが、このような中で一定の成果というふうに位置づけておりますのが、平成20年度に生きがい活動通所支援事業の利用者の方が介護保険へ移行した方は44人おられました。しかし、平成21年度は、介護保険へ移行された方は31名と13名も減少しております。このようなことから、運動不足などによる筋力低下などが見られる方に、運動機能向上のためのプログラムに長期継続して参加していただくことにより、少しでも要介護状態になることを予防しているものと考えております。

楡井委員

次に、3項同じページかと思えますけど、3項2目任意事業というのがありまして、これ配食サービスに関することなんですけども、この配食サービスの数について資料の61ページでは、80、582食ということになってますし、成果説明書の方では508人で95、869というふうに数字が15、000ほど違ってる状況があるんです。先ほども言いましたように、数の整合性というんですか、資料による数が違うことについては、考えていくうえで困るんですけど、この80、000と95、000の差がどういうことなのかを説明していた

だきたいと思います。

高齢者支援課長

先ほども成果説明書との差異につきまして、ここに掲げております活動指標というのが事務事業評価シートにおけます当初予算に計上しました数字となっております。資料61ページの中段、配食サービスで提示しております合計の80,582食が実績数字で、うち高齢者分77,748食が高齢者分の実績となっております。成果説明書に掲げております95,869食が当初予算に計上した数字というふうになっておりますので、御理解をお願いいたします。

楡井委員

そうするとこの95,869というのは当初予算の数字、80,582というのが21年決算の実績ということですか。

高齢者支援課長

そのとおりであります。

楡井委員

成果説明書は、決算の資料ですから、決算の数字を成果説明書では書かなければならないんでないでしょうか。その点どうなんです。

副委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:53

再開 14:05

委員長

委員会を再開いたします。

高齢者支援課長

委員ご指摘のとおり、成果説明書の数値と提出資料が異なるということは、大変まぎらわしいということになりますので、今後決算数値で掲載をさせていただくということで、ご理解をお願いいたします

楡井委員

そうすると成果説明書のほうの数字の訂正はされますんですか。しないままですか。

高齢者支援課長

大変申し訳ありません。訂正をさせていただきたいと思いますが、暫時休憩を...

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:06

再開 14:07

委員会を再開いたします。

高齢者支援課長

訂正につきましてはあとで正誤表を提出いたします。

楡井委員

引き続き、同じ費目なんですけども、経費で1482万4000円ふえています。その中身として、国や一般財源、その他の合計、と受益者負担ということで790万6000円となっております。そして今後この課題として、職の確保が難しい高齢者や栄養改善の必要がある高齢者に対し、定期的な食事を配達することにより、安定した生活を送ることができると。課題としては、利用者が増加し続けるために、今後予算が増大することであるというのが課題として挙げられています。1食がどのくらいになっているものか、そして、受益者負担というのが400円ということになっているんじゃないかと思うんですが、1食あたりはどのくらいで

委託をされているのでしょうか。

高齢者支援課長

1食750円となっております。利用者の400円につきましては、食材費及び調理費相当分を個人負担としていただいているものであります。

楡井委員

そうすると受益者負担が食材及び調理費というようなことですので、食品の値上がりがないければ、経費がふえても値上げはされないというように理解をしたいんですけども、そういうことでいいですか。

高齢者支援課長

利用料は食材費および調理費相当分として考えておりますので、現行のままというふうを考えております。

楡井委員

通告外質問でもう一つお願いします。要支援の関係で軽度になった場合、調理だとか掃除、こういう仕事は介護サービスから外されるというような方向ではないかというふうに思うんですね。そういうことであれば、その影響がどういうふうに出るものなのかについて説明していただきたいというふうに思うんですが。

高齢者支援課長

介護認定といいますが、要支援1、2から非該当になったということでのお尋ねと思います。例えば訪問介護等を受けてある方につきましては、一般会計におきますホームヘルプサービス事業を実施しております。それとか家庭での食事のときは、掃除とかの事業をやっております。またあるいは、家庭、庭先などの雑草等の事業につきましては、軽度生活援助サービス事業というのを実施しておりますので、一般会計側でのサービスの提供になろうかと考えております。他に質疑はありませんか。

田中裕二委員

1つだけ確認をさせていただきたいんですが、273ページ、これ包括的支援事業、委任事業費の緊急通報システム運營業務委託料に関しまして、質問させていただきます。決算額で565万2000円というふうに記載をされておりますが、この内訳、内容についてまずお尋ねをいたします。

高齢者支援課長

決算額565万2807円の内訳ですが、毎月の利用料が427万350円、通報装置の設置、および撤去費が127万370円、部品交換費用が11万2087円となっております。

田中裕二委員

ただいまのご答弁の中で設置および撤去費用という費用額が127万370円というご答弁がございましたが、そうしましたら平成21年度の新規利用者がもちろんいらっしゃると思います。またやめられた方もいらっしゃると思いますが、この件数、それぞれ幾つなってるのかお尋ねいたします。

高齢者支援課長

平成21年度中に新たに始められた方が23人、施設入所等で利用をやめられた方が20人となっております。

田中裕二委員

そうしますと、3名の方が平成21年度新たにふえられた数になる、差し引きすれば3人がふえたということになりますが、それでは21年度末の利用者数、何人の方が利用をされているのかお尋ねをいたします。

高齢者支援課長

平成21年度末は155名となっております。

田中裕二委員

そうしますと、この緊急通報システムを利用できる方の対象、この条件、どのようなものが条件としてなっているのか、お尋ねいたします。

高齢者支援課長

緊急通報システムを利用できる方は、おおむね65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、またはそれに準じる世帯の高齢者の方で、急な発作が予見されるなど、健康上特に注意を要すると認められる方です。

田中裕二委員

これに準じる世帯というふうな表現がありました。原則として一人暮らしの高齢者、もしくは高齢者のみの世帯、またこれに準じるということですが、例えば息子さん夫婦と住んでらっしゃって、昼間、息子さん夫婦がお仕事等で昼間実質ひとり暮らしとなられる高齢者の方もいらっしゃると思います。そのような高齢者の方、これは合併前だったかと思いますが、一般質問等でさせていただいたときに、そんなような方も対象になるというふうなことがあったと思いますが、これに準じる世帯というのは、そのような方も対象になるのか、この点はいかがでしょうか。

高齢者支援課長

合併後、これに準じる世帯につきましては、高齢者の方の同居の方が障がい者、高齢者の年少者のみの世帯、同居の方がおられましても虐待、ネグレクトなどにより緊急の対応が期待できない世帯というふうになっております。

田中裕二委員

ということは、さっき言いましたような昼間一人暮らしとなる高齢者に対しては、対象外というご答弁だと思います。それと65歳以上の高齢者の方で、健康上特に注意を要すると認められる方というふうなご答弁がございましたが、これは、そういったふうな健康上、特に緊急を要するということが、心臓とか脳とか、そういったふうなものにある程度の疾病といいますが、病気をお持ちの方というふうなことになるのかと思いますが、例えば高齢者80代、90代の高齢者であっても、そのような緊急性が認められるものがなければ対象にはならないと、このようなことになるのかどうか、この点はいかがですか。

高齢者支援課長

先ほど利用者の中で特に注意を要すると認められ方につきましては、例えば病名的に言えばやる心筋梗塞、狭心症、血管障がい等の症状になっておりますので、委員ご質問のとおりこういった症状のない方につきましては緊急通報の提供はしておりません。

田中裕二委員

それでは対象とならない方以外の方、緊急通報システムを利用したいんだけどもというふうなご希望を持たれている方に関しては、何らかの対応はされてるのかどうか、この点はいかがでしょうか。

高齢者支援課長

対象とならない方につきましては、緊急通報システムの委託先であります福岡安全センターを紹介しております。この紹介は、通常直接個人で契約をされますと月額利用料が4725円となりますが、市の紹介であれば月額利用料を1050円値引きしていただき、3675円で市と同等のサービスを提供していただくというふうになっております。

田中裕二委員

それでは、そのような紹介をされて利用された方いらっしゃるのかどうか、この点はいかがですか。

高齢者支援課長

緊急通報の利用についての問い合わせは、月に2、3件程度あっておりますが、この紹介に

あたっての実際に利用に至った方はいまのところまだおられません。

田中裕二委員

それは、斡旋や紹介されても利用につながらなかった理由というのは掌握されてますでしょうか。

高齢者支援課長

利用につながらない理由としましては、まず緊急時の協力員を確保しなければならないことや、携帯電話の普及によるものと考えられますが、詳細な解析等十分に把握はしておりません。

田中裕二委員

せっかく市が紹介すれば1050円お安くしていただくような協力もしていただいておりますから、やっぱり斡旋紹介をしたにもかかわらず利用につながらない理由というのを掌握していただく必要があるのではないかと思います。1050円値引きをされて、3675円と月額なった。これが高いと言われる方もいらっしゃるかと思いますし、こういったものを紹介しているということ自体も知らない方もいらっしゃるかと思いますし、携帯電話の普及と言われましたけども、それとはやっぱりこの緊急通報システムというのは内容がかなり違うものであると私は思っているんです。要するにボタンを押せばセンターにつながるわけでしょう。そしてセンターから担当の方が状態をお聞きされたり、必要であれば協力者の方に行ってくださいとか、また安否確認もしていただくというサービスも行っていると思います。ですから、そういったふうなことをご存知ない方もいらっしゃるのではないかと思いますので、このあたりもしっかり掌握していただきたいと思います。それと併せまして、先ほど言いましたように、80代後半90代の方は毎日毎日が私は緊急状態だと思っております。その人たちのことを考えますと、ある一定の年齢以上の方で希望される方とか、また昼間独り暮らしになられる高齢者の方とか、そのような方たちもこの対象になるような検討を将来的にはぜひ行っていただきたいということを要望いたしまして質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

次に、「認定第5号平成21年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております榎井委員の質疑を許します。

榎井委員

質問に入る前にですね、また数字のことで申しわけないんですけど、資料要求では99ページに対象人数ということで17,619人という数字が上がってるんです。それでもう1つ監査意見書と成果説明書には16,523人と約100人ちょっと違ってるとすよね。この数字の違いはどういうことなのか、説明していただけますか。

健康増進課長

まず資料の99ページでございますが、これは賦課の状況ということで1度でも賦課をされた方の延べ数として表示をしております。監査意見書と成果説明書につきましては、年平均の被保険者数ということで表示をしておりますので、異なった数字になっております。

榎井委員

そういう説明がつかなければ理解しにくいということについては、どちらかに統一していただきたいなというふうに思うんですけども、それが可能なのかなのかについてはいかがでしょうか。

健康増進課長

99ページの資料の表の下の方に対象者は延べ人数ということで表示をさしていただいております。

ります。それと監査意見書につきましても、平均という表示で区別した形での表記をしておりますので、これでもしわからなければ、また別の表記の仕方を考えたいと思います。

榆井委員

わからなかったらお前が勉強不足だというふうに言われている気がして、何とか、私は専門家ではない」わけですから。それで、皆さん方はもうここだけぱっと狭く浅くなんですけど、私どもは一般会計から全部探さないといけないということで、なかなか深く突っ込んで勉強もできないというようなことがありますして、勉強できんでいらんこと聞くなと言われるかもしれませんが、その点は我々にもわかるように是非なるべく数字は同じものを出していただきたいというふうにちょっと前置きいたしまして、保険料の徴収についてから質問をさせていただきます。国保税、それから介護保険料に比べて、保険料の徴収率、それから現年滞納分とも境という原因につきましては、先ほどお聞きしましたように、この会計そのものがまだ2年目、21年度では2年目、現在3年目という状況の中で、比較的滞納や現年の収納率が高いということについてはお聞きいたしました。特に滞納分の収納率が高いということについても、先ほど説明を受けたような状況ですけれども、この滞納のすべてが普通徴収の方たちなんですよね。それで、この普通徴収の方たちの克服のために、滞納克服のためにですね、何か教訓になるようなことがあったらお示し願いたいと思うんです。そういうところを介護保険や、それから一般の国保税の徴収の方に広げていったらどうかというふうに今思ひまして、この教訓について説明していただければと、また皆さん方がつかんでることについてお話しただければと思ってお聞きしたいと思うんです、よろしく願いいたします。

健康増進課長

まず後期高齢者の徴収率が高いという部分でございますが、これは介護保険とも共通するんですが、まず年金から特別徴収で徴収されていると。それで、介護に比べて多い部分といたしましては、後期高齢者の医療保険については、ほとんどの方が保険を使われる、利用者が非常に多いということで、利用するなら納めておかななくてはならないと、そういう意識が高いのではないかというふうに考えております。それと、あと普通徴収の方が普通徴収の方で徴収率が非常に高いのではないかということでございますが、年度途中で後期高齢者に加入された場合については最初は年金をもらわれている方も基本的には普通徴収になります。それで比較的納付率も高いと、その上滞納されてる方も最初から年金から天引きになると思われてる方が多くおられますので、そのために納付書が送ってきても自分は年金から天引きされるんじゃないかという理解で滞納されている方が多くいらっしゃいます。その結果、忘れられてそのままになって、私どもが徴収に伺ったときにそういうことだったのかということでお支払いをされるのが非常に多ございます。そういったことから、内容を詳しく説明させていただくことで納付の方につながるというふうに考えております。また年金からの天引きはできないような額の方につきましても、少額でもということで分納をお願いして納付の方につなげているというような状況でございます。

榆井委員

そういう取り組みが、同じように国保税や介護保険料等の方にも同じようなことでやられているというふうには思うんですけど、先ほど言いましたように全体として医療費分、それから介護保険分、j後期高齢者分合わせて80%切ってしまうという状況なんですね。ですから、そういう教訓を生かすような方向で努力していただきたいと思うんですが、その内容の1つに従来その被扶養者だった方が被保険者になられていると思うんですよ。これは現状の数字と、それから昨年と比べて多分増えてるんだろうと思いますが、どのくらい増えたのかについては説明をしていただきたいと思うんです。

健康増進課長

資料の99ページが一番下段の方になりますけども、平成20年度の被扶養者となった人数

でございますが2,220名、平成21年度は2,272名と比較しまして52名の増となっております。

榆井委員

52人の増ということですが、その人たちを含めた保険料の負担、これはどうなっているかについても数字的にはその横の方に記載されておるんですけど、ちょっとこれの説明をしていただきますかね、

健康増進課長

被用者保険の被扶養者の軽減につきましては、被保険者になってから2年間は均等割は5割軽減されることと当初なっておりました。しかし、平成20年4月から9月までは均等割が10割軽減、10月から3月までは9割軽減と改められております。平成21年度も引き続き9割軽減ということで、制度的には継続されております。

榆井委員

その資料で賦課額という一番右の欄ですけども、軽減額等が減ってるというのはわかりますけれども、賦課額は大きく21年度倍近くになってる、この説明はどうですか。

健康増進課長

平成20年4月から9月につきましては、先ほど少し説明しましたが、均等割が10割軽減、無料の期間がございます。それで約半年分については無料となっておりますので、それがなければ大体同じような額というようになります。

榆井委員

だいたいこの被保険者に変わった人たちの金額は来年、平成22年の3月、今年度いっぱいということでいえば、この11,000、だからいま執行されてる予算の範囲でも賦課額は1135万円程度ということでの理解でいいですね。わかりました。以上であります。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:30

再 開 14:30

委員会を再開いたします。

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、「認定第6号 平成21年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず質疑事項一覧表に記載されています榆井委員の質疑を許します。

榆井委員

それではまず、この会計の終了する年度について、あとさきになりますけど、お許しいただいてお願いしたいと思っております。

人権同和推進課長

この会計の終了する年度という質問でございますが、この会計は市が起債として借りております起債の償還期限及び個人が市から借りておられます借入金の償還期限それぞれ最終年は、平成33年度が最終年度となっております。あくまでも個人の部分につきましては、理論償還の完了年度が平成33年ということになっております。

榆井委員

それでは、この資料等も見ながらなんですけれども、平成17年に比べると滞納総額が毎年増えている状況になっておりますが、まずそういう見方でいいですか。

人権同和推進課長

今質問者述べられましたように、表であります平成17年度また21年度を比較した場合、滞納額は増加いたしております。

楡井委員

その貸付はもう既に、ずいぶん以前に終わってる状況で、一路この貸付額の回収というのがこの会計の特徴なんですけど、貸付額の回収が進んでいるにもかかわらず、滞納額は増えているという状況についてはどういう説明になりますでしょうか。

人権同和推進課長

滞納額が毎年わずかずつ増えている原因でございますが、一部の滞納者の中には経済的な状況によりまして、本来の毎月返済額に満たない金額で返済しておられる方がございます。どうしても借受者の大半が不安定就労、または低所得の方々を中心にお貸しした貸付金でございますので、どうしてもそういう方が多く出ているという状況でございますが、例えばでございますが、滞納未到来、まだ納付期日が来てないものがある場合がございますが、滞納者が毎月5万円の返済額に対して毎月3万円分を分納した場合、差の2万円が滞納として残るわけでございます。このため過年度分の滞納と併せまして、徐々にではありますが増加していくということになっております。先ほど申しましたように、滞納者の中には、不安定就労者も多く、今日の経済不況によりリストラ、それに仕事の減少、または年金受給者も増えておりますがそういう方々の年金額が大変少ない方が多うございますので、そういう状況になっていることが考えられます。

楡井委員

そうするとこの平成17年度に比べて、平成21年度の決算では1998万7000円、つまり約2000万円ほど滞納が増えているんですね。それで旧自治体別に見ると、潁田地区のみが平成17年度に比べて593万円ほど減少しています。先ほど住宅使用料のところでも同じような傾向が出てるんですよ。従ってこの潁田地区のみが17年度比で減少している原因と理由は同じですか。ちょっと説明してください。

人権同和推進課長

旧市町別で表を作成いたしておりますが、潁田を除く他の市町につきましては表にありますとおり、わずかながら増えております。ただし、潁田地区につきましては滞納額の減少が起っております。これにつきましては、旧潁田地区は償還期限が短い、最長15年の改修資金の貸付が大半でございますので、平成20年度より新規の現年度調定はなく過年度分のみになっておりますので、納期末到来もないため、過年度分のみ調定のみ償還となり返済した分がそのままストレートに削減されていくという形で、潁田のみが滞納額が減少いたしております。

楡井委員

そうすると、滞納を減らしていくというための策はこの潁田の経験から生まれてこないという理屈になりますけども、そういうことでいいですか。

人権同和推進課長

あとの地域につきましては、最長25年という償還期限で、理論償還でいきましたら平成33年度まで償還期限が、理論償還きちっと約束どおりお支払いいただいても33年までお支払いいただかないといけないという方々がおられますので、そういう方々の中で、先ほど申しましたように月額全額を納められなくて、そのうちの6割程度、4割程度しか納められない分は新たな現年度分の滞納と過年度分が加算してまいりますので、そういう形で増えていくという可能性が十分あるということでございます。

楡井委員

今の説明はもう何問目か前に聞いたんですね。いま私が聞いているのは、潁田地区は滞納分が平成17年度に比べて593万円ぐらい減ってますよと、滞納分が減っているということは他の地区にはないわけですから、この中に何か教訓があらせんかというふうにお聞きしたとこ

ろ、穎田地区の返済期間が短いで、もういま既には納期末到来分はもうないと、だからいま納めてもらってるのは全部滞納分になるんだからというふうな説明なんですよ。だからそういう意味でいうなら滞納分を克服していく手だてというのは穎田の経験からは生まれてこないんですねという質問なんです。だからそれについてお答え願わなければならぬわけなんですよ。

人権同和推進課長

これから1年1年、理論償還の会計完了となります33年に向かっていきますので、当然納期末到来の方々が他の地域も減ってまいりますので、どこかで滞納額は今のよう徴収状況でありまして増えてこない、逆に減っていくという状況がですね、当然生まれてくると思いますが、現段階ではまだ納期末到来がございますので増えていくという可能性が残されております。

楡井委員

したがって、今の話の説明や質問の結論的にはですね、納期末到来分が全部終わらなければ滞納分は終わりませんよと、こういう理屈ですね。それで、現状、平成21年度決算で滞納分が216件、3億8600万円、それから納期末到来分が2億8800万円、合計で6億7400万円ということになってますね。今の理屈でいきますと、平成33年までに納期末到来分が完納すると。こういうことになると、滞納分まで含めたこの会計が終了するというふうに、33年できちんと終わるかどうかということについてはどうですか。

人権同和推進課長

前の質問の中でご理解いただきました部分で、まずそのことからお話しいたしますが、まず他の地域は今後増え続けるということを行っているわけではございません。当然徴収する側で努力いたしますので、削減に向けて努力はいたします。ただ、可能性としてそういう部分が残されているということで、ご理解いただきたいと思っております。また平成33年度で理論的には会計が終了するという事になっておりますが、現在3億8600万円からの滞納金がございますので、これが33年度までに償還されるという状況は今のところ厳しい状況にあると思っておりますので、現段階では33年度では会計が終了させられないという状況で、滞納が終わるまでとなりますとまだ長期間かかるだろうという認識に立っております。

楡井委員

おかしな理論なんですよ。平成33年までに終わるとというのが本会計の規則、決まりでしょ。滞納分があるからそれは33年には終わらんだろうという、こんな理屈はないでしょ。相撲でいうとですね、はっけよいのこったでワーツと押しますね。あと一歩ということで土俵際まで押していったけど、その土俵がヒューと向こうに伸びるようなもんですよ。押してきたほうは何かばかみたいな感じになりますよね。会計の医療費のほうですね。これは平成22年できちんと終わるといってやってきてるじゃないですか。締め切りをきちんとしてそれを向かって努力していくこれが本来の姿でしょ。その姿をボンと今の時点から投げ捨ててね、終わらないでしょうと。これはちょっといかんですよ。どうですか。

人権同和推進課長

決していま委員が言われますように、我々の努力を放棄するものは決してありません。やっぱり精いっぱい回収に努めるという努力はいたしたいと思っております。ただし、どうしても生活を維持する中で支払いにどれほどの余裕があるかということは、先ほど申しましたように所得が失業したり年金が少額であったりという状況にそれぞれの家計がですね、変化しておりますので、その中で最大限努力いたしまして滞納額を減らす取り組みはしてまいりたいというふうに思っております。

楡井委員

私がおの平成33年を向こうにやると言ったんじゃないんですよ。あなたが言ったんですよ。それはもうはっきりしてもらっちゃかんとですね。何か私がおこの詰めたら33年からむこうに

行ったということじゃないんですからね。それで、この33年までに回収するテンポが1年1年の調定額に対して収納額が60%くらいでしょう。ここに大きな問題点があると思うんですよ。この解決の方法とは何か考えられていますか。

人権同和推進課長

今ご指摘のように、年々現年度分の徴収率が下がっております。当然のことながら、長い年月貸付事業を行っておりますので、既にきちっと理論償還されている方も数多くございますので、そういう方々はもう既に償還を終わっている。また、まとまった資金があったために繰上償還された方も多数ございます。そういう形で、きちっと納められてる方が年々減少していく中で、滞納者だけが多くの比率に残ってきているという状況の中で、どうしても滞納額は減っていかないということがあると思います。既存の滞納者の中で、どうしても払っていただけないことに対しては、夜間徴収等含めて鋭意努力いたしております。また、今後ともきちっと回収していきたい、貸したお金が回収するという原則に立ってきちっと回収していきたいというふうに思っております。

楡井委員

確かに滞納件数というのは、17年の260件から21年までは216件という形で、滞納件数は減ってるんですけども、金額はずっと増えてるんですよ。そういう意味では、滞納されてる方の1件あたりの金額が大きくなっていったのかなというふうにも思うんですけど、この点はそういう見方でいいのかなどうかについて説明をお願いします。

人権同和推進課長

ご指摘のように、長期間滞納してある方、高額滞納者につきましては、いよいよその方が行方不明になられたり、借受者が亡くなられたりとかいう状況の中で相続人または連帯保証人等々と協議しながら回収に努めているわけですが、どうしてもそういう中でそれぞれの徴収内容が厳しくなりまして、既存の滞納者につきましては増えつつあるという状況はございます。

楡井委員

ちょっと視点を変えまして、決算書の289ページに目のところで言って減債基金繰入金というのがあってですね。そして、節のところで減債基金繰入金ということで、800万円入ってます。この内容はどういうことですか。

人権同和推進課長

本来の減債基金のこの会計におけます役割のところからちょっとご説明したいと思いますが、この会計収入につきましては、国県からの補助金及び借受者からの返済金が原資となるわけですが、そういう原資の余剰金につきましては、減債基金として組み立てているというのが5億5000万円ほど基金が積みあがっているわけですが、この会計につきましては余剰金が出れば基金に積み立てる、歳出面に合わせて不足が出れば基金からの繰り入れを行うということで、調整機能をこの基金が行っております。今回の基金からの繰入800万円ですが、市の財政健全化のために起債の繰上償還の原資として繰り入れたものでございます。

楡井委員

次は、差し押さえの問題なんですけど、平成19年に2件、平成21年には1件あって、19年、20年の法的措置3件については公正証書による債務の承認を得て分納誓約書を行っています。1件については、平成24年4月に完済し、2件については償還中というふうにあるんですけども、この平成21年は差し押さえがないですね。これはどういう理由ですか。

人権同和推進課長

いま質問委員からご指摘受けましたように、21年度につきましては差し押さえ、公正証書

による分納の制約等はありませんか、現在7件の滞納者、この滞納者は支払能力が十分あると認められるもので滞納してる方々に対して警告書を発送し、そのうち3件とは公正証書による支払約束締結の交渉をいま詰めております。また、残りの4件につきまして交渉しておりますが、交渉が決裂した場合には、裁判所を通じまして公正証書による締結あるいは差し押さえ、場合によれば競売というところまできちっと処理したいという旨、いま事務作業を続けているところでございます。

楡井委員

一概に差し押さえを奨励するわけではありませんが、いま説明のあった7件は現在22年度中の話でしょう。21年度ゼロはなぜかと聞いているんですよ。その点もよろしく願います。

人権同和推進課長

21年度も早い段階からそういう取り組みをすべく、一番重要なことは支払者が支払能力があるかないかということの調査でございまして、そのところ十分調査しまして21年度末にようやく絞り込みができましたので、21年度中には公正証書による分納の締結等、また差し押さえ等も含めましてそういう手続がそこまで至られませんが、22年度に伸びております。

楡井委員

それでは、不納欠損のこともお聞きしようと思ったんですけど、資料にちゃんとありますのでこれはこれとして認めなければならないのかなというふうに思います。それで不納欠損を出すのは他の国保税とか市税とか介護保険料とかと違って、これは明確に個人が自分の利益のためには借りたと、使ったというお金ですから、本来不納欠損あたりは出してはいかん問題じゃないかというふうに思うんですけど、ここにあるように本人死亡、保証人も亡くなった、相続人も亡くなったと、物権が消滅したと、滅出したというふうに書いてあるわけですね。これもちょっとしょうがないかなというふうに思われるんですけども、この資金を貸し出すときの手続、手順、これはどうなっていたのかについて説明をしていただけますか。古い話で我々もよくわからない状況は続いておりますので、よろしく願いいたします。

人権同和推進課長

本日質問者からいろいろとご指摘を受けておりますように、滞納につながる形での最初からの貸付が重要であったと思います。その中で当然手続的には、この当事者が限定した制度でございまして、対象であるかないかということが先ず聞く段階で重要になっております。また、その上で支払能力があるかどうかということで、全然仕事がなく収入のない方とかいう形には貸しておりません。支払能力があるということを確認した上で貸付は行っております。手続的には、確かに不安定就労または低額の所得しかない方が数多くおられますが、その中でもそういうふうに支払能力があるということを見定めた上で貸付を行っております。ただし、不安定就労または景気の動向等に左右されやすい方々でございまして、特に会社が倒産したり事業を起こしても倒産されたり、またはリストラ、また年金受給者になりましても国民年金とか低額の年金受給者が多数おられますので、そういう部分で予定していた部分より社会情勢等で大きく変動が来て払えなくなったという部分が多分にあるということが今の状況でございまして。

楡井委員

具体的にしますね。これを借入するときには、今いるんな借入するときには市税とか国保税とか、こういうのが滞納しておればお金を融資を受けられませんか。この点については、その当時この資金を借りるときには税ないし料の滞納、これは条件に入っていませんでしたか。

人権同和推進課長

あくまでも貸付金でございまして、回収を当然想定しておりますので、滞納があるということは当然のことながら支払能力に問題があるということですので、あくまでも支払能力があ

るという確認をしておりますので、滞納等がある方は対象となれないという必要最低限かもしれませんが、貸付においてはきちとした手続に基づいて支払能力を十分踏まえた上でしておりますので、税の滞納等は対象にならないというふうになっております。

楡井委員

保証人が当然ついてるというふうに思いますが、推薦人、それから口利き人ですか、そういう紹介人とか、そういう関係はどうですか。

人権同和推進課長

貸付でございますので、連帯保証人は出していただくようにしております。それとまた推薦人という質問者の質問内容の意図がちょっとわかりませんが、先ほどちょっと言ったと思いますが、この制度は属地属人という形で、地域改善対策という範疇の中で行っておりますので、対象者を限定しますので、その確認という部分は団体等通じましてしていたという部分がございます。

楡井委員

現在でもそのときの貸付申込書、ないしはそれに類するものというのはちゃんと保管されておりますか。

人権同和推進課長

当然ながら貸付でございますので、当時の書類等は残されております。

楡井委員

先ほど基金が5億5000万円ぐらいでしたかね、あるというふうに報告があったんですけど、それがどういうふうにして貯まっていったのか、余剰金だというふうに言われました。余剰金といいますけども、どういう内容でこの余剰金が生まれたのか、その財源について説明していただきたいと思っております。

人権同和推進課長

貸付にあたりましては、当然借受者から貸付申し込みがありましたら、その旨市が市の資金で貸すわけではございませんので、貸付金の貸付希望額の4分の1につきましては、国から最初から補助がされます。市が借りて個人に貸す場合は、4分の3を本人に貸すようになります。当然国から来ました4分の1につきましては、返還がありませんのでその分は当然浮いてくるという状況になります。その4分の3について、市が公的資金を借りまして、簡保資金ですから簡保資金を借りまして、本人に補助金分を足して貸すというふうになります。また、その中で国のほうから金利の部分で仮に、4.8%であれば2%市が簡保に償還する分の利率分の2%につきましては、まだ補助をいただいておりますので、そういう国の補助制度は充実しておりますので、そういう部分につきまして、きちと償還があればその分余剰金が出てくるといふもとの仕組みがございますので、そういう形で5億5000万円ほど基金がたまる状況でございます。

楡井委員

国からの補助の部分の貸出金の4分の1が、国のほうから交付金の形で回ってきているということであり、さらに金利の補助もあると。それらが余れば、それを積み立てて、5億5000万円になったんだと。こういう説明だというふうに思いますが、これをすべからく全部国税ということになれば、国の税金でありますし、我々の税金の一部だというふうになると思うんです。先ほど、33年と言うことでかなり答弁そのものが、ゆったりした感じを受けたんですが、6億7400万円の滞納分、納期未到来分を合わせたのお金がそんなにありますけども、この基金があるために、比較的ゆっくり構えておられるんじゃないかなというような感じがあるんですけど、それはどうですか、ありませんか。

人権同和推進課長

この会計を運営する中で、基金があるなしでこの会計にゆとりのある、ないを言っているも

のではありません。あくまでもいま質問者が言われましたように、やはり公的資金、やっぱり貴重な浄財であるということは十分認識しております。その浄財から個人の方にお貸しした以上、お返しいただくというのが当然の理屈でございますので、精いっぱい努力して回収して参りたいというふうに考えております。

楡井委員

私は以上で、この特別会計についての質問を終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようでございますので、質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休憩 15:03

再開 15:14

委員会を再開いたします。

次に、「認定第7号平成21年度 飯塚市小型自動車競争事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

質問をさせていただきます。まず基金についてお聞きしたいんですが、施設改良基金ということで、ずっと積み立てられてきておりました。それが今年度決算で1億円ほど確か取り崩されているように見ました。この基金が残っているのは、いくらぐらいあるのかについてご説明願いたいと思います。

事業管理課長

基金の積立額、平成21年度末でございますけども10億4739万1511円となっております。

楡井委員

それは1億円を取り崩した残りだというふうに思いますが、そういうことでいいですか。

事業管理課長

そのとおりでございます。

楡井委員

この残りの10億4700万円余りについては、施設の改修工事のためというふうに、以前から説明がございました。具体的にどのような改修等について考えておられるのかについてお聞きいたします。

事業管理課長

平成21年7月29日の経済建設委員会におきまして、平成26年度までの施設改善計画について報告を行っておりますので、その内容をご説明いたします。まず、工事等の種類でございますけれども、競争上走路改修工事、それから選手寮等改修工事、補助スタンド改修工事、第2特別観覧席空調熱源機改修工事、各所トイレ改修工事等々でございます。なお、この施設改善計画につきましては、進行管理を行いますとともに、施設の状況並びに収支状況を勘案しながら、必要に応じて見直しを行って基金を有効に活用していきたいというふうに考えているところでございます。

楡井委員

平成26年までというになると、今22年ですからあと4年と、で完了をするということですから、具体的にどこからどういうふうに取り組んでいくというようなことについての計画は、もうスタートしているんですか。

事業管理課長

予定では年度ごとに工事費をあげて、計画書を作成しているところでございます。

楡井委員

それから、次に出していただいた、入場者数・その他についてお聞きしたいんですけども、資料等を見ますと平成17年度から入場者数は年々減少していっています。平成21年度と17年度、これを比較すると、5万8500人ほど減少しておりますし、結局比率にすると84%ぐらい減少してることになってます。この原因をどんなふうに考えられているのか、その点ご説明願いたいと思います。

事業管理課長

入場者の減の原因でございますけども、まず、レース日数が平成17年度につきましては、88日でございました。平成19年度以降につきましては、85日で3日減少している点が、まずございます。その他には、CS放送等を見て、従来からの電話投票に加え、iモード及びインターネットによる投票等が可能になって、自宅で購入できるようになったため、電話投票利用者が増加したことが挙げられます。具体的に数を申し上げますと、平成17年度の電話投票利用者が26万9016人ございましたけれども、それに対しまして平成21年度では49万9607人で23万591人、約2.2倍に増加しているところでございます。それから、また平成20年度以降につきましては、世界的に金融危機から続く景気低迷の影響による不況も原因の1つであるというふうに考えているところであります。

楡井委員

レース場に行かずに、電話等を使っての購入ということでもあります。これも資料によりますと、一人当たりの購入単価というんですかね、これは電話投票や場外利用者等も含んだものなんでしょうか、それとも含んでいないということになれば、一人あたりの購入単価はどうなるのかということについてはどうでしょう。

事業管理課長

資料にお示ししております数字につきましては、飯塚オートレース場に来ていただいた入場者の数でございます。電話投票と場外利用者を含んだ一人あたりの購入単価を申し上げますと、平成17年度は1万4300円、平成18年度1万3200円、平成19年度1万3100円、平成20年度1万2100円、平成21年度1万800円というふうになっているわけであります。

楡井委員

レース場での購入単価が1万2700円というふうになっておりまして、それに場外からの発売の分を加えれば、1万800円というようなことになるわけですね。そういうことですね。それで、この購入単価はレース場に足を運ばれる人よりも、電話投票などをされる人のほうが購入単価は少ないというふうに計算上なるんじゃないかと思うんですが、その際の電話投票などでの一人当たりの購入単価はいくらぐらいになるんでしょうか。

事業管理課長

平成21年度の電話投票の一人あたりの購入単価につきましては、8500円でございます。

事業管理課長

それから質問を次ぎに移りますけれども、繰り上げ充用というんですかね、これが6億3700万円ぐらいということなんでしょうけども、これ毎年お金の先食いというのが、この何年間か続いている状況があります。それで、この繰り上げ充用というのは、今年度の金額と昨年の金額を比較していただきたいと思っておりますけど。

事業管理課長

繰り上げ充用額が、約266万7000円増加しているところでございます。

楡井委員

数字がよくわからなかったんですけども、毎年6億円ぐらいの繰り上げ充用が行われている

というふうにも聞いてきたんですね。去年、ことしからは5億円というようなことでありましたけれども、もう一度正確をお願いします。

事業管理課長

繰上げ充用額が6億371万834円ございまして、平成20年度の繰上げ充用額が6億104万4000円でございますので、約270万円ほど増加しているところでございます。

楡井委員

この繰り上げ充用額は、年々ふえていっているというように思うわけですがけれども、JK Aといえますかね、これの納付金も一時はとめてもらっていたけれども、その支払いが始まって平成21年度は5億5000万円の支払いということになっているようですけれども、そういう数字でいいのかどうかということと、JK Aの納付金、正確には交付金というふうに書いてますけれども、上納金ですね。これいつから始めたかについて説明してください。

事業管理課長

JK A交付金のうちの1号、2号につきまして、平成18年度から3年間、20年度まで支払いを猶予していただいたところでございます。21年度に納入を再開いたしまして、その額が4億6887万1000円でございます。その額が前年と比較して増加しているところでございます。

楡井委員

JK Aの交付金は5億5000万円というふうに決算書に出ているような気がするんですけど、それどうですか。

事業管理課長

JK Aの交付金につきましては、1号、2号、3号とございますので、先ほど申した数字に3号交付金、約8千万円が別にあるということでございます。

楡井委員

それから、先ほどお聞きしました基金10億円、これを基金で施設改良という条件がついての基金だと思っので、ほかに流用できないのかなというふうに思いますけれども、繰り上げ充用の6億円ですね、これに使って赤字を解消するというようなことはできないのかどうか。2、3年前までは、何十万とか何百万とかいう単位で、黒字にはなっていたと思うんですね、単年度決算では。それが上手くころがっていくのかなというふうに思うと、また現在赤字になっているような状況なんですよ。この10億円の活用方法は、そういう赤字の穴埋め等には使えないということなんでしょうか。

事業管理課長

基金につきましては、施設改良目的として積み立てているものでございます。先ほど答弁いたしました、施設整備計画に基づく施設を整備していくこととしております。それから、また施設内の配管等の老朽化や災害発生等で緊急に工事が必要になった場合に、対応するためにも必要な基金であるというふうに考えております。それから繰り上げ充当分につきましては、厳しい状況の中でございますけれども、飯塚オートレースの職員はもとより、他の5場、それからJK Aを初めとする関係団体で努力して収支改善を図って収益により解消していきたくというふうに考えているところでございます。

楡井委員

先ほどからお聞きしておりますように、もう既に計画も始まっているということですがけれども、10億円を投資して会場もきれいにし、整理もしてという状況を一方でつくりながら、一方では来場者または電話投票してくれる人のお金が、単価がどんどん下がっていっているという状況の中で、10億円かけて改修して、元がとれるんやらかという心配もあるわけです。この収入が大きくふえるというような起死回生の策というのがあるんですか。

事業管理課長

まず、さまざまな取り組みをしております。ギャンブルからレジャーへというふうな言葉もございまして、先ほどの施設の改善につきましては、きれいな施設を整えていくことによって、お客さんに来ていただくというふうなこともございます。それから、ご存知かと思いますが、専用場外発売所の設置に推進を図りまして、市場の拡大というふうなことも計画しているところでございます。

楡井委員

場外発売所を進めて、それが1つの赤字なり売り上げ増加につなげたいというお気持ちでしょうけども、場外発売所の南九州市でしたか。そこへの場外発売所を建設するという方向は現在どのような状況で進捗しているのかについてはいかがですか。

事業管理課長

南九州市におきます場外発売所に関しましては、9月30日に設置予定者によりまして九州経済産業局へ設置許可申請書が提出されたところでございます。それを受けまして、10月7日に申請者と飯塚市でオートレースカーナビ設置に関する協定書を締結いたしました。今後の申請者のスケジュールにつきましては、経済産業省から設置許可がおり次第、造成工事等に着手をされまして順調に進めば最短で23年間6月頃に開設になるのではないかとというふうに考えております。

楡井委員

小型自動車競走事業会計については以上でございます。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、「認定第8号 平成21年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、「認定第9号 平成21年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし ) 質疑はないようでございますので、質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 31

再 開 15 : 32

委員会を再開いたします。

次に、「認定第10号 平成21年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、「認定第11号 平成21年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、「認定第12号 平成21年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。まず質疑事項一覧表に記載されております楡井委員の質疑を許します。

楡井委員

これまた数字上の問題で申し訳ないんですけども、数字の整合性を教えていただきたいと思  
います。今年度新たな借金の、市債の増が9億5650万円増えております。そして返済が  
1114万5845円ということに今なっておりますので、資料61ページの起債の残のとこ  
ろの数字が14億という数字が出てきてまして、151万9000円ほど食い違いがあるん  
ですけども、この数字の食い違いについての説明をお願いしたいと思います。

産学振興課長

恐れ入ります、成果説明書の56ページをお願いいたします。56ページの一番下の欄に起  
債残高の状況という数字をつけておりますけども、ここで起債残高でございますが、平成  
20年度末と21年度末、21年度の分とたしますと14億1400万となります。そしてそ  
の中から償還元金と、それから償還利子と合計しまして1114万6000円を償還するこ  
とになりまして、その残りが14億437万4000円となっておりますけども、先ほど御指摘  
のありました151万9000円の金額につきましては、ここの償還利子の分でございますの  
で、当然起債残高にはその分は差引きをいたしませんので、起債残高としては61ページの表、  
それからここにあります56ページの表の残高と突合しているというふうに理解しております。

楡井委員

起債残高の計算の中に利子分も含めて計算したのが私の数字だったという説明がありまして、  
理解いたしました。それでこの鯉田にしても目尾にしても、ともに工事は完了しているわけ  
ですよ。それでそれぞれ発売開始日はいつなのかということと同時に、発売済みの状況とい  
うのが現在あるのかどうかについて説明してください。

産学振興課長

鯉田工業団地及び目尾工業団地のPRにつきましては工事期間中から行っておりますけども、  
販売開始年月日ということになると、これは工事完了後に引き渡しを受けますので、工事の方  
完了検査日をもって販売開始日になると考えております。したがって、鯉田工業団地につ  
きましては、平成22年の4月の5日、目尾工業団地につきましては平成21年7月の9日と  
いうふうに位置づけております。その後の経過ということでございますけれども、現在のとこ  
ろはまだこれといって決まったところはございません。問い合わせはあっておりますけども、  
決まったところはございません。

楡井委員

この会計の支払いは既に平成20年度から始まっておりまして、21年度までに1245万  
8000円あまりが支払っております。平成22年度は3000万、それから億の単位に上が  
っていくわけですけど、これもほとんど単費じゃなかったかと、国県の補助がなかったと思  
うんですけども、財源を明らかにしていただきたいと思ます。

産学振興課長

市債の返済につきましては、売却収入以外に収入財源がございませんので、売却が決まるま  
では一般会計からの繰入金ということになります。

楡井委員

去年でしたかね、問題になりました産炭地活性化、基金助成金というようなものはこの返済  
にはありませんか。

産学振興課長

産炭地域活性化基金助成金は、事業の財源としては活用できますけども市債の返済には活用  
できません。

楡井委員

以上でこの会計についての質問は終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、「認定第13号 平成21年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、「認定第14号 平成21年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております榎井委員の質疑を許します。

榎井委員

学校給食について質問させていただきます。収納率、給食費のですね、収納率向上のために尽力されている状況は資料等でよくわかります。また、米飯給食費の差額解消の方向で取り組まれているということについては敬意を表したいと思いますが、ただ成果説明書にありますように収納増の一因に法的措置によるものという点がちょっと釈然としないというところがあるんです。それでも給食は教育の一環であるという位置づけもそのとおりだと思いますし、これは学校の責任だけではなくて保護者の側にも責任があるものということについては当然であります。その立場に立ち得ない保護者の方たちがおられれば、教育委員会としては積極的、能動的にそれぞれの方々に啓蒙するということが求められているのではないかとこのように私は考えるんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

学校給食課長

給食費の納入につきましては、滞る給食費が高額にならないように訪問徴収や文書による催告など機会あるごとに納入のお願いを行っております。それでも納入に応じられない世帯につきましては、不本意ではありますが支払い督促という民事訴訟法による支払いをお願いしているところでございます。再三にわたる納入のお願いにも応じていただけない世帯に対しましては、毅然とした対応も必要であると考えております。またそのことにより、不公平感の解消や納入意識の向上につながり、若干ではありますが徴収率の向上につながったものではないかと考えております。また、啓発の一環としまして、各学校で開催されております保護者の試食会やPTAの連合会の役員が参加されます試食会などで学校給食の重要性や意義、献立を立てる上での狙いなど、また保護者からお預かりしました給食費の用途などについてお話をする中で、必ず滞納についてのお尋ねがありますので、今回の措置を御説明しながら学校給食の課からのお願いといたしまして、給食費の滞納をしないさせないということについてPTAの活動としての取り組みや啓発していただくように機会をとらえてお願いしているところでございます。

榎井委員

たしかに保護者の責任といたしましても、保護者にとって今回の値上げについては大きな負担であるということには違いないと思います。去る議会で給食値上げ審議の際に、そのときに申し述べましたように全学年負担増ということに加えて、中学校の1年生に、小学校から中学1年生になる人についてはですね、他の学年よりも非常に大きなアップ率、1,400円ということにもなったわけですね。このことを指摘しながらこの負担の緩和策を検討してもらえんだろうかというふうに要望もしておりましたけれども、現在のところこれ取り上げられていただいていないようですが、この点についてはいかがでしょうか。

学校給食課長

質問者をご心配され要望されていましたが、中学1年生に対する給食費改定年度に限った負担緩和策につきましては実施いたしておりません。給食費改定1年次の平成21年度決算での収納状況を中学校の学年ごとに集計しましたところ、中学校では中学2年生が件数、月数、金額ともに未納が一番多く、生徒1,153人、調定額5961万100円に対し、未納件数

64件、未納額にしまして145万4610円、率にしまして2.4%。同じように中学校1年生では2.1%、3年生では1.9%であり、特に中学1年生の未納が多いという状況ではございません

楡井委員

中学校1年生の収納率は悪くないと、2年生のほうが悪いですよということからしてですね、問題ないということにはならないんじゃないかと思うんですね。やっぱり小学校1年生に上がるときとか、中学校に上がるときとかいうのは新しい転換期であってですね、親御さんもそのとき緊張するというか、やっぱり一所懸命だと思うんですね。そういうことから給食費のほうにもそういう気持ちが反映してるんじゃないかというふうに思います。ですから、そういうことをもってして負担増を軽減しなくていいということにはならないんじゃないかと私は思います。嘉麻市では値上げも一緒に行われたわけですがけれども、全員に200円の補助が一応されてるわけですね。嘉麻市にはちょっと失礼かもしれませんが、飯塚市に比べれば財政力は嘉麻市のほうがよくない、弱いというふうに思うわけですよ。そういう嘉麻市でやっていることが本市でできないのはですね、どういう理由があるのかなというふうに思います。その点について説明をお願いできますか。

学校給食課長

これまでもご答弁してきましたように、学校給食法の第11条第1項には「学校給食費の費用負担として学校給食を実施するに必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担とする。」、第2項では「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費、つまり、賄材料費については学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とする。」と記されておりますことから、給食に関する食材費については保護者にご負担をお願いしているところでございます。このことは給食費の改定についてご検討いただきました給食運営審議会でも同様でありましたので、これまでのところ市による助成については検討いたしておりません。ただし生活に困窮されている世帯につきましては就学支援制度の措置がありますので、この措置についてご案内をしているところでございます。

楡井委員

いま11条ですね、市の側、それから保護者の側の条文の説明がありましたけれども、市の側の条文の中に助成をしちやいかんという説明はないんですね。ですから、嘉麻市はそういうことで200円助成があってるわけですから、飯塚市でもやろうと思えばできないことはないというふうに思います。成果説明書によれば、小学校、中学校、幼稚園児合わせて10,402人ですね。この方たちに1ヵ月200円の補助をするということになれば208万円、1年12ヵ月はないんですけど12ヵ月として計算して約2500万円なんですね。この2500万円あれば全生徒に園児含めて200円の補助ができるという関係になります。一般会計からのいま繰出金が5億4310万円ほどありますから、4.5%ぐらいの歳出繰出増ということにはなりますけどね、暖かい給食に加えて暖かい思いやりと暖かいを2つ重ねた思いやりがですね、できないもんだらうかというふうに思うわけですね。そういう考え方があるんですけども、頑として200円の補助はできないということでありましょうか。もう一度説明をお願いします。

学校給食課長

申し訳ありません。繰返しのご答弁になりますけど、現在のところ補助、助成については検討していない状況でございます。

楡井委員

この会計の一番最後の質問になると思います。地産地消問題なんですけれども、資料によると比率がこのずっとこう下がってきてしまってるんですが、これは産物の重さで示された資料になっているようでありますので、必ずしもその金額がこれに照応しているかどうかというこ

とはわかりませんが、この地産地消の問題で地元の産物を30%を使うというのがひとつのめどとして、取り組みがいま進められていってるんじゃないかと思うんですね。その際やっぱり金額じゃなくて、あくまでも産物の重さで30%ということになるんですか。

学校給食課長

地産地消の取り組みにつきましては何度かご答弁いたしたと思いますが、実際に30%をクリアすることにつきましては食材の種類ベースを県内産ベースで賄いなさいというのが法に定めてあることでございます。今回提出しております資料というのは学校給食で使っている県内産に占める地場産、嘉飯桂と申しましょうか、そこで採れた物といいますか、そこから納めてもらっている物で量によって算出しているところでございます。

楡井委員

重さじゃなくて本来種類、品物の数で30%というのがめどだという説明でありまして、この22%あまりの今回の資料でいえば嘉飯山地区からこの取り寄せられた食材の重さということになっておるようです。後日で結構でございます。そういう意味ではいま占めておる比率がですね、種類でどうなのかということ等についてもお知らせ願いたいと思いますし、金額です、やっぱり学校給食が地元の方たちにどのくらい貢献してるものかということも、ひとつのめどとしては把握したいと思いますので、そういう点での内容をぜひご教示願いたいというふうに思います。以上でこの項の質問を終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようでございますので、以上をもちまして認定議案に対するすべての質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は各会計ごとに行います。最初に、「認定第1号 平成21年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

それでは一般会計についての反対討論ということをお願いしたいと思います。1つはですね、市民こそ主人公という立場から見た場合、今回の決算がどうだったか。それから2つ目は透明性、合理性という視点から見てどうだったかということ。3つ目には真の行革という行政のあり方から見てどうだったかというようなことについて考えてみたいというふうに思うんです。私たちは常々明らかにしている、いま述べた3つの観点から見ると、今回の決算にはいろいろ多くの問題点を、予算執行の状況だとかがあるというふうに判断をいたしました。反対討論でいくつか具体的なことは指摘したいというふうに思っておりますが、本会議での議場です、そのことは述べたいというふうに思いますので、本日は反対だということについての表明だけをさせていただきます。

委員長

他に討論はありませんか。

( 他になし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第1号 平成21年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手、賛成多数 ) 賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 平成21年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

榆井委員

この会計についてもですね、一般会計で述べましたように、3つの視点から見ていきたいというふうに思うんです。そういうことから見てですね、健全な会計だったかなというような疑問もありますので、本会議までですね、もう少し勉強もしてですね、そこで討論させていただきたいというふうに思います。

委員長

他に討論はありませんか。

( 他になし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第2号 平成21年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手、賛成多数 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 平成21年度飯塚市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第3号 平成21年度飯塚市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 平成21年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

榆井委員

社会的に見てですね、一番弱い方たちに対する会計だと思うんですね。そういう立場から見て、また先ほど述べた3つの立場から見ても、もっともっとこう改善しなければならない問題が多々含まれた会計だったというふうに考えますので、この会計についての認定については反対という態度で臨みたいというふうに思います。

委員長

他に討論はありませんか。

( 他になし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第4号 平成21年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手、賛成多数 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 平成21年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

榆井委員

この後期高齢者も先ほどの介護保険特別会計と同じようにですね、弱者の最たるものの人たちに対する保険、それにしても非常に内容の厳しさというのがあらわれた体系なんですね。それで、今後75歳以上ということ、65歳にまで引き下げようとか、きのうの新聞報道等を見ると一層ひどいような方向が打ち出されてきているように思いますので、これも直ちに廃止をしないとかなような会計だというふうに考えます。そういう意味でこの会計についても認定に反対という態度で臨みたいと思います。

委員長

ほかに討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第5号 平成21年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 平成21年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

この質問については、かなり長く時間も取らせていただきまして、この会計の内容の不十分さといいますか、いろいろ穴のある決算であったというふうに思うんですね。そういう意味でこれはどうしても反対という態度はとらざるを得ないそういう会計だと思いますので、反対の表明をいたします。

委員長

ほかに討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第6号 平成21年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第7号平成21年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第7号平成21年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第8号 平成21年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

先ほどうっかりして質疑をもらしましたので、反対ということでの表明をこの場でさせていただきたいというふうに思います。基金が1億1000万ほど残っておりますので、この活用についてなかなか具体的にならない状況があります。これもどうしても利用者には還元してもらいたいということで、強く要望を兼ねて反対という態度表明させていただきたいと思います。

委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第8号 平成21年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 平成21年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第9号 平成21年度飯塚市農業集落排水

事業特別会計歳入歳出決算の認定」については認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 平成21年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第10号 平成21年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第11号 平成21年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第11号 平成21年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第12号 平成21年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

それでは、工業用地会計についての反対の態度表明をいたします。まだなかなか売り切れないという状況があります。売れるまでは返済の費用は一般会計からの繰り入れということになるわけですが、そういう側面もあるし、内容的には今までずっと討論してきましたように、三菱資本への貢献というようなことの大きな側面があるというようなことも含めて、この会計についての態度表明としては反対ということで進めたいと思います。

委員長

ほかに討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第12号 平成21年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第13号 平成21年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第13号 平成21年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第14号 平成21年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

これもこの場では1行だけ思いやりのない負担ばかり親にかけるということで、温かい給食ならぬ冷たい給食じゃないかというふうに言わしていただいて、反対討論とさせていただきます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第14号 平成21年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」について、認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙手 賛成多数 )

賛成多数。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言御礼申し上げます。本特別委員会は3日間を予定しておりましたが、2日間で審査を終了することができました。これは委員各位、並びに執行部の皆様のご協力のたまものと感謝しております。また、委員会審査の中で各委員から指摘なり要望が多々あっておりましたが、執行部におかれましては、この意を汲んでいただき、市民福祉の向上のため、また市政発展のためにご尽力いただきますようお願いをいたします。以上をもちまして、平成21年度決算特別委員会を閉会いたします。長時間お疲れさまでございました。